

令和2年度

福島町議会

定例会 9 月 会議 録

令和2年9月16日 開会

令和2年9月18日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和2年9月16日（水曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	2 頁
○欠 席 議 員	2 頁
○出 席 説 明 員	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	2 頁
○開会・開議宣告	3 頁
○町 長 あ い さ つ	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	4 頁
○日程第2 諸般の報告	4 頁
○日程第3 行 政 報 告	8 頁
1 行方不明者の捜索について	
2 新型コロナウイルス感染症対策について	
3 令和2年国勢調査について	
〔各課所管事項について〕	
(1) 総務課の所管事項について	
(2) 産業課の所管事項について	
教育行政報告	9 頁
1 幼児教育、学校教育	
(1) 小中学校の教育について	
①事務事業評価について	
②学校選択制について	
(2) 学校給食について	
(3) 外国語指導助手（ALT）の離任について	
(4) 高校存続対策について	
2 社会教育、青少年の育成について	
(1) 社会教育行事について	
(2) 青年教育について	
3 スポーツについて	
(1) 体育施設	
(2) 南北海道駅伝競走大会について	
○日程第4 一般質問	10 頁
7 番 藤 山 大	10 頁
(1) 各施設（吉岡温泉・福祉センター・新たな道の駅）の今後の展望を伺う	
8 番 小 鹿 昭 義	14 頁
(1) レジ袋有料化に対する町の対応と更なるごみ減量化に向けた手法について	
5 番 川 村 明 雄	15 頁
(1) 岩部・浦和地区への公衆トイレ設置について	
4 番 木 村 隆	19 頁

(1) 新型コロナウイルスの影響に伴う対応、対策について

3 番 平 沼 昌 平	24 頁
(1) 国の過疎法見直しがあった場合の当町の事業計画の進め方について	
○日程第 5 議案第18号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	30 頁
○日程第 6 議案第19号 福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	32 頁
○日程第 7 議案第20号 第 5 次福島町総合計画の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	35 頁
○日程第 8 議案第21号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	43 頁
○日程第 9 議案第22号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	44 頁
○日程第10 議案第23号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	45 頁
○日程第11 議案第24号 令和 2 年度福島町一般会計補正予算 (第 5 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	46 頁
○日程第12 議案第25号 令和 2 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	58 頁
○日程第13 議案第26号 令和 2 年度福島町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	60 頁
○日程第14 議案第27号 令和 2 年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	62 頁
○日程第15 議案第28号 令和 2 年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算 (第 1 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	63 頁
○日程第16 議案第29号 令和 2 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 1 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	64 頁
○日程第17 議案第30号 令和 2 年度福島町水道事業会計補正予算 (第 2 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	65 頁
○日程第18 報告第 2 号 令和元年度福島町財政健全化判断比率の報告について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	66 頁
○日程第19 報告第 3 号 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに 評価に関する報告について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	66 頁
○日程第20 認定第 1 号 令和元年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	66 頁
○日程第21 認定第 2 号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	66 頁
○日程第22 認定第 3 号 令和元年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	66 頁
○日程第23 認定第 4 号 令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	66 頁
○日程第24 認定第 5 号 令和元年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	66 頁

○日程第25	認定第6号	令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	
		(決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	66頁
○日程第26	認定第7号	令和元年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	
		(決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	66頁
○諸般の報告			67頁
○延会の議決			68頁
○休会の議決			68頁
○延会宣告			68頁

目 次

令和2年9月18日（金曜日）第2号

○議 事 日 程	71 頁
○会議に付した事件	71 頁
○出 席 議 員	72 頁
○欠 席 議 員	72 頁
○出 席 説 明 員	72 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	72 頁
○開会・開議宣告	73 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	73 頁
○日程第2 諸般の報告	73 頁
○日程第3 報告第2号 令和元年度福島町財政健全化判断比率の報告について 報告第3号 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに 評価に関する報告について 認定第1号 令和元年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について 認定第2号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて 認定第3号 令和元年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 認定第4号 令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて 認定第5号 令和元年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について 認定第6号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定 について 認定第7号 平成30年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定につ いて (決算審査特別委員会報告・質疑・討議・討論・起立採決)	73 頁
○日程第4 同意第1号 教育委員会委員の任命について (提案説明・質疑・意見交換・討論・起立採決)	74 頁
○日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	75 頁
○日程第6 発委第6号 松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	76 頁
○日程第7 発委第7号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	77 頁
○日程第8 発委第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に 対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	79 頁
○休 会 の 議 決	80 頁
○休 会 宣 告	80 頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
1 8	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	9月16日	原案可決
1 9	福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	9月16日	原案可決
2 0	第5次福島町総合計画の変更について	9月16日	原案可決
2 1	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	9月16日	原案可決
2 2	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	9月16日	原案可決
2 3	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	9月16日	原案可決
2 4	令和2年度福島町一般会計補正予算（第5号）	9月16日	原案可決
2 5	令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	9月16日	原案可決
2 6	令和2年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）	9月16日	原案可決
2 7	令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	9月16日	原案可決
2 8	令和2年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第1号）	9月16日	原案可決
2 9	令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）	9月16日	原案可決
3 0	令和2年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）	9月16日	原案可決
報告 2	令和元年度福島町財政健全化判断比率の報告について	9月16日	決算審査特別委員会付託
		9月18日	報 告 済
報告 3	令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について	9月16日	決算審査特別委員会付託
		9月18日	報 告 済
認定 1	令和元年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について	9月16日	決算審査特別委員会付託
		9月18日	原案認定
認定 2	令和元年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	決算審査特別委員会付託
		9月18日	原案認定

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
認定 3	令和元年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	決算審査特別委員会付託
		9月18日	原案認定
認定 4	令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	決算審査特別委員会付託
		9月18日	原案認定
認定 5	令和元年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	決算審査特別委員会付託
		9月18日	原案認定
認定 6	令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	決算審査特別委員会付託
		9月18日	原案認定
認定 7	令和元年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	9月16日	決算審査特別委員会付託
		9月18日	原案認定
同意 1	教育委員会委員の選任について	9月18日	原案同意
諮問 1	人権擁護委員の推薦について	9月18日	原案適任
発委 6	松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出について	9月18日	原案可決
発委 7	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について	9月18日	原案可決
発委 8	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について	9月18日	原案可決

令和 2 年度

福島町議会定例会 9 月会議

令和 2 年 9 月 1 6 日（水曜日）第 1 号

◎議事日程

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 行政報告 |
| 日程第 4 | 一般質問 |
| 日程第 5 | 議案第 18 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 19 号 福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 20 号 第 5 次福島町総合計画の変更について |
| 日程第 8 | 議案第 21 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第 9 | 議案第 22 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第 10 | 議案第 23 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 日程第 11 | 議案第 24 号 令和 2 年度福島町一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 12 | 議案第 25 号 令和 2 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 13 | 議案第 26 号 令和 2 年度福島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 14 | 議案第 27 号 令和 2 年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 15 | 議案第 28 号 令和 2 年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 16 | 議案第 29 号 令和 2 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 17 | 議案第 30 号 令和 2 年度福島町水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 18 | 報告第 2 号 令和元年度福島町財政健全化判断比率の報告について |
| 日程第 19 | 報告第 3 号 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について |
| 日程第 20 | 認定第 1 号 令和元年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 21 | 認定第 2 号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 22 | 認定第 3 号 令和元年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 23 | 認定第 4 号 令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 24 | 認定第 5 号 令和元年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 25 | 認定第 6 号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 26 | 認定第 7 号 令和元年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第 27 | 同意第 1 号 教育委員会委員の選任について |
| 日程第 28 | 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第 29 | 発委第 6 号 松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出について |
| 日程第 30 | 発委第 7 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について |
| 日程第 31 | 発委第 8 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について |

◎会議に付した事件

- | | |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
|-------|------------|

日程第2	諸般の報告	
日程第3	行政報告	
日程第4	一般質問	
日程第5	議案第18号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第19号	福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第20号	第5次福島町総合計画の変更について
日程第8	議案第21号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第9	議案第22号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第10	議案第23号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第11	議案第24号	令和2年度福島町一般会計補正予算（第5号）
日程第12	議案第25号	令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第26号	令和2年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第27号	令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第28号	令和2年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第29号	令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第30号	令和2年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）

◎出席議員（10名）

議 長	10番	溝 部 幸 基	副議長	9番	平 野 隆 雄
	1番	花 田 勇		2番	佐 藤 孝 男
	3番	平 沼 昌 平		4番	木 村 隆
	5番	川 村 明 雄		6番	杉 村 志 朗
	7番	藤 山 大		8番	小 鹿 昭 義

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	鳴 海 清 春	副 町 長	工 藤 泰
総 務 課 長	小 鹿 一 彦	企 画 課 長	住 吉 英 之
産 業 課 長	川 合 力 哉	会 計 管 理 者	西 田 啓 晃
町民課長兼吉岡支所長	福 原 貴 之	福 祉 課 長	鍋 谷 浩 行
建 設 課 長	紙 谷 一	認定こども園福島保育所園長	吉 能 佳 織
福祉センター次長	(石 岡 大 志)		
教 育 長	小野寺 則 之	事務局長兼給食センター所長	石 岡 大 志
代表監査委員	本庄屋 誠		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	阿 部 憲 一	議会事務局議事係長	福 井 理 央
議会事務局主査	中 島 和 俊		

(開会 9時49分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

令和2年度定例会9月会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本年当初からの新型コロナウイルス感染症の発症は、想像を絶する経過を辿り、未だ収束が難しい状況が続いております。

1日も早い終息を願うところですが、インフルエンザの発症と重なる時期となります。感染予防の基本となる「三密」をできるだけ避けること、「手洗い・うがい・消毒」の連行をさらに周知徹底していかねばなりません。

本9月会議は、各会計の決算等を審議する重要な議会でもあります。

決算については、審査特別委員会で審議することとなりますが、決算審査に合わせて示される事務事業評価については、施策や個々の事務事業が効率よく、効果的に施行されているかを検証することを目的に、まちづくり基本条例に規定されており、該当する全ての事業を対象として評価が示されております。

議会としても、議会基本条例に重要な役割としてチェック機能の強化を規定、事務事業の計画精度向上、執行の適正化、政策形成過程の情報共有化を図る一環として、議員・議会の評価を示し、総合計画後期実施計画・新年度予算へ政策意図の反映を目指す大事な検証と位置付けております。

さらに、新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響は、各般にわたり非常に大きく、正常時への回復には相当の時間を要するものと推察されます。特に、懸念される法人税等税財源確保が難しく、景気対策費等の大幅増が予想され、来年度以降の地方公共団体を取り巻く財政運営環境は、さらに厳しくなることを念頭に、諸計画の推進を図らなければなりません。

議員各位には、諸事情を勘案の上、活発な討議が展開されますことを願っております。

例年になく、残暑厳しい日々が続きましたが、稲穂も色づき秋模様となつてまいりました。朝晩は徐々に冷えてまいります。出席者各位には、お体ご自愛の上、本会議の議事運営に協力を頂きますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまから、令和2年度福島町議会定例会9月会議を開会いたします。

◎町 長 あ い さ つ

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、町長の挨拶を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会9月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず最初に、ただいま表彰をお受けになりました、佐藤委員長、平沼委員長には、長年の議会活動に認められ、日頃からの町民の心に寄り添う活動に感謝を申し上げるとともに、これからの活躍をご期待するとともに、日頃の活動に対してお礼を申し上げたいという風に思っております。

議員の皆様には、定例会9月会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

今週に入り、雨模様の天気が続いております。気温も下がり始め、秋らしい風が吹くようになりましたけれども、今年の福島大神宮の例大祭は新型コロナウイルス感染症の影響により、事前に山車などの巡行が中止となり、また、当日の悪天候により神社の巡行も中止となっております。

さて、国政においては、8月28日の安倍総理の突然の辞任表明を受け、14日に行いました自民党総裁選において、菅義偉官房長官が新総裁に選出され、本日、召集予定の臨時国会におきまして首班指名を受け、新たな総理大臣に指名される運びとなっております。

国の令和3年度予算の概算要求については、例年ですと各省庁からの取りまとめを終えているところで

すが、7月21日閣議後の財務大臣の発言要旨にありますように、要求期限を1カ月遅らせ9月30日としてございます。町においても、これから年末にかけて令和3年度予算編成作業を迎えますが、国の予算編成の遅れもあり、大変タイトな作業が想定されますので、議員各位には予めご理解をお願いするものでございます。

それでは、本日の案件についてですが、まず、新型コロナウイルス感染症に伴う職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正及び福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正となっております。

次に、第5次福島町総合計画の変更については、今般の一般会計の補正予算に係る事業の変更並びに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業関係の追加による計画の変更となっております。

また、北海道市町村総合事務組合及び北海道市町村職員退職手当組合並びに北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更となっております。

さらに、令和2年度の一般会計及び国民健康保険特別会計などの各特別会計の補正予算となっております。

なお、一般会計の補正予算の主なものは、まず、歳入において、普通交付税の額が確定したことに伴う増額及び令和元年度決算の確定に伴う繰越金の増額並びに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額となっております。なお、これらの増額に伴い財政調整基金からの繰入額を大幅に減額してございます。

歳出においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業関係の増額及び光ファイバー整備に係る町負担金の増額並びに財政調整基金への積立てなどの増額補正となっております。

そのようなことで、この度の議案に関しましては、条例の一部改正が2件、計画の変更が1件、規約の変更が3件、また、一般会計及び特別会計補正予算が7件となっております。それと併せて、決算の認定に関する議案が一般会計及び特別会計全般で7件、教育委員会委員の同意が1件、人権擁護委員の推薦が1件、計22件の議案をお願いするものでございます。

また、報告事項として、2件お願いするものでございます。

なお、議案につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決くださるよう、よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長の挨拶が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

6番杉村志朗議員、7番藤山大議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

はじめに、議会運営委員会の報告を行います。

3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

令和2年度定例会9月会議の開会にあたり、去る9月8日に開催しました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、審議日数については、本日から9月24日までの9日間といたしました。

次に、令和元年度福島町一般会計ほか6会計の決算認定、関連の令和元年度財政健全化判断比率の報告

ほか1件につきましては、議長を除く全員の議員により構成する決算審査特別委員会を設置のうえ、休会中に審査していただくことといたしました。

以上のとおり、審議日数も長期に亘るところから、議員の皆様には議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会9月会議の議事は、ただいま平沼昌平議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告も既に印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査結果について、報告を行います。

最初に、5番川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

総務教育常任委員会の報告を申し上げます。

諸般の報告の6ページをお開きください。

去る7月20日に実施しました、所管事務調査の報告をいたします。

説明は、主な内容の説明としますので、予めご了解ください。

調査事件4 学校給食における地元食材活用状況について。

町では、平成21年の学校給食法改正以降、町民の主体的な健康づくりの支援とともに、児童生徒への地産地消を通じた食育の推進・食生活の指導等に取り組んでまいりました。

この度、町より提出された関係資料に基づき調査したので、報告いたします。

1、地元産米等の使用拡大策について。

学校給食の精米使用量は年間約2トンで、このうち地元精米の目標使用割合を50パーセントと見込んでいる。平成29年度・30年度は、目標数値の50パーセントに近い使用割合となったが、令和元年度の使用量は悪天候等の影響で4月・5月の270キログラム、12.5パーセントに止まったとありますが、対応に疑義が残ります。農業振興・食育計画の視点から、諸課題を調整し、地元農産物の納品体制を確立することが必須であると思慮します。また、町における収穫期の一括購入や、備蓄保管のための保冷库の確保が地元食材の活用に有効であると思慮しますので、検討を望みます。

2、農産物使用の目標数値の設定についてであります。現在の健康づくり推進計画には、各品目の地元の農産物使用割合の目標数値が明記されていない。地元農産物の使用割合を目標50パーセントと高く掲げ、利用拡大に努めることが望まれます。それと共に、地元農産物の収穫量をしっかり把握することが肝要であると考えますので、産業課、農協が協力し対応されることを強く望みます。

3、水産物利用に係る一次処理等についてであります。地元水産物の活用が少ない理由として、給食センターでの当日の一次処理は難しく、処理済みの水産物を購入しているということですが、地元水産物の利用促進のため、一次処理している水産加工業者や漁協等と学校給食の継続的利用と拡大に関する協議の機会を設けることが肝要と思慮します。

4、食育の推進について。

学校給食に使用する地元食材利用の最優先事項は、安心安全な食材の提供であります。学校の理解をより深めるためにも十分留意し、従来実施している黒米の田植えや刈り取り、イカ等の水産物を使った食育授業の推進等、地場産品に対する信頼関係を構築できる取り組みを、さらに継続していただきたい。

以上で、調査事件4の報告を終わります。

続きまして、連合審査会の報告を申し上げますので、8ページをお開きください。

8月31日、経済福祉常任委員会との連合審査会で調査した内容を報告します。主な内容を説明しますので、ご了解ください。

調査事件5 国の第2次補正に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業についてであります。

新型コロナウイルス感染症に係る町の対応は、国の第1次・第2次補正の交付金対象事業として、定例会7月会議までに予算補正を行い、各種分野に対し迅速に予算の執行に努めてまいりました。

この度、国の第2次補正に対応する町の交付金対象事業第2弾を調査したので、報告します。

1、第2次補正予算に係る臨時交付金対象事業について。

(1) 地域間幹線系統木古内松前線維持奨励金交付事業について。

今回の函館バスに対しての奨励金の交付については、新型コロナウイルス感染症拡大の中、バスの運行便数を減少することなく、地域生活の利便性を確保したことに対する奨励金であることは理解するけれども、新型コロナウイルス感染症対策としての特例的措置であることを明確に位置付け、恒常化されることのないようにすべきと思慮します。

(2) 公共施設空気環境等整備事業について。

観光施設への設置は理解するが、吉岡温泉ゆとらぎ館についても、町内外の入浴客が利用することから、同様の機器を整備するべきと思慮します。

2、第3次実施計画提出予定事業に関連する検討についてであります。

新たな日常に必要な町内の光ファイバー未整備地区の整備については理解しますが、災害や緊急通報等に重要な役割を担う携帯電話についても、町内の不感地域を調査の上、全町をカバーできる携帯電話網の構築について検討していただきたい。

3、総括的意見であります。現在までの取り組み、今後の交付金対象事業等については理解しました。新たな新事業の遺漏ない周知と、感染防止対策の周知徹底に最善の努力を願いたい。

今後とも、国の動きを一早く把握し、新たな事業実施、実施計画の提出等、鋭意推進されたい。

以上で、調査事件5の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、7番藤山大経済福祉常任副委員長。

○7番（藤山大）

それでは、10ページをお開きください。

8月31日開催の所管事務調査の内容を報告します。説明は主な内容としますので、ご了解ください。

調査事件5 町立診療所の経営状況について。

国民健康保険診療所「やまゆりクリニック」は、木古内町から光銭医師を招聘し、平成30年6月15日に開院、現在、医師・看護師など7名体制で運営している診療所です。

開院後2年が経過したことから、現在の経営状況等を調査したので、報告いたします。

1、医薬材料等について。

医薬品の発注・管理については、医師の指示の下、適切に管理しているとのことだが、資料に基づく説明・答弁では、管理状況を十分把握できていないと思慮される。専任事務局長未配置とはいえ町立診療所であることから、診療業務等を委託している医師任せにすることなく、担当課として責任をもって現状をしっかりと把握すべきであると思慮する。

また、人口減少傾向、函館・木古内・松前医療機関が積極的な通院補助対策を講じている状況を厳しく踏まえ、医師が診療に専念できる環境を整え、町民の健康維持にさらに寄与する体制を整備するとともに、健全経営を目指すためにも、医薬分業について検討を進められたい。

2、今後の経営安定化に向けた取り組みについて。

町では、診療所開業後、看板の設置や町内会での健康相談会、温泉バスを活用した患者の送迎等、各種対策を講じているが、特色ある町立診療所を目指し、家族や町内福祉事業所、町立診療所が綿密に連携できる訪問診療の構築など福島町に合った経営をさらに検討し、実施すべきと思慮する。

3、町立診療所利用促進のための周知方法の検討について。

町立診療所の診療科目は、内科・小児科・消化器内科、禁煙外来、また、各種検査や人間ドックを実施しているが、院長と協議のうえ、町民に向けたPRをさらに強化し、利用促進を図られたい。

4、総括的意見について。

診療所会計の単年度収支は、普通交付税分を補填しても赤字となっている。

健全経営化についての分析では、本来想定すべき資産償却には触れてはいないが、初期投資、今後の建物・設備の維持補修や検査器具・機器類等の更新等を想定した場合、さらに特別会計への一般会計繰出し増加が想定される。1人でも多くの町民の利用を目指しながら、経常経費削減を進めざるを得ない厳しい状況にあると思慮する。

このため、医師との事務連携や町民利用のPR方法の検討等を強化し、身近な診療所として健全な経営

を鋭意進められたい。

以上で、調査事件5を報告いたします。

○議長（溝部幸基）

以上で、常任委員会の所管事務調査結果についての報告を終わります。

次に、渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

6 番杉村志朗議員。

○6 番（杉村志朗）

それでは、13ページをお開きください。

説明は主な内容としますので、ご了承ください。

まずは、7月8日開催の第3回渡島西部広域事務組合議会臨時会の報告をいたします。

1、臨時会の内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、各消防署が整備する救急業務資器材に係る予算補正1件の議案審議であります。

2、行政報告は、消防関係で2件の報告がありました。

（1）火災の発生について。

6月7日、知内町涌元地区で、ごみ焼きの火が周囲に延焼する野火が発生しましたが、建物や人への被害はありませんでした。知内消防署では、当該住民に対し注意するとともに、火災予防の指導を行いました。

（2）行方不明者の捜索について。

5月31日、知内町在住者1名が上ノ国町山中で行方不明になりました。6月2日・3日の2日間、現地捜索本部に知内消防署員、延べ13名を派遣し、知内町職員とともに捜索しましたが、残念ながら発見には至りませんでした。

次に、14ページをお願いします。

審議した議案は、議案第1号 補正予算1件でございます。新型コロナウイルス感染防止のため救急資器材整備費2,356万2千円を追加し、予算総額を15億6,754万円としました。

15ページをお開きください。

それでは、次に、9月4日開催の第2回定例会を報告します。

1、定例会の内容は、条例の一部改正や補正予算、また、令和元年度決算認定など計6件の議案審議であります。

2、行政報告は、消防関係で2件の報告がありました。

（1）行方不明者の捜索についてであります。

8月16日、福島町宮歌地区で高齢者が行方不明であるとの通報があり、警察や役場、福島消防署、消防団などが懸命の捜索活動を行いましたが、残念ながら発見には至りませんでした。

（2）職員の交通事故について。

8月19日深夜、知内町元町地区において、知内消防署職員が運転する乗用車が橋から転落する交通事故を起こし、同乗者に怪我を負わせる事案が発生しております。

勤務外の時間帯とはいえ、公務員として反省すべき行為であり、管理者として、ご迷惑をおかけした皆様に深くお詫びするとともに、全職員に対し公務員としての自覚を持ち、町民の模範となる行動を心掛けるよう注意喚起したところです。

16ページです。

審議した議案は6件です。

議案第1号から議案第3号までの議案については、北海道町村議会議員公務災害補償等組合などを構成する団体のうち、山越郡衛生処理組合などの3団体の解散に伴い、規約を変更したものであります。

議案第4号は、特殊勤務手当に関する条例の一部改正です。人事院規則が新型コロナウイルス感染症の感染者等の業務に従事した職員に対し、防疫等作業手当を支給するよう改正されましたので、これに合わせ条例を改正いたしました。

また、従来、条例に規定されていなかった国指定の感染症に関する防疫等作業手当を追加し、条例を整備いたしました。

議案第5号は、一般会計補正予算（第3号）です。令和元年度決算認定に伴う繰越金や新型コロナウイ

ルス感染症の影響で中止となった事業等の精査により、1, 527万6千円を追加し、総額を15億8, 281万6千円としました。

認定第1号は、令和元年度一般会計の決算認定です。歳入決算額15億2, 673万8, 710円に対し、歳出決算額が15億1, 177万2, 180円、差し引き1, 496万6, 530円を翌年度に繰越すことで決算を認定いたしました。

詳しい内容については、議会事務局に議案・関係資料を保管しておりますので、ご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、諸般の報告を終わります。

◎行 政 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和2年度福島町議会定例会9月会議の開催にあたり、定例会7月会議以降の行政報告を申し上げます。まず、1点目として、行方不明者の捜索について。

8月16日夕方に、宮城地区において高齢者の行方不明者がいるとの通報を受け、16日から18日の3日間、警察機関をはじめ福島消防署・消防団、役場及び地域住民、さらには海上保安庁などが懸命の捜索にあたりましたが、発見には至りませんでした。

なお、捜索については、家族と相談のうえ18日で打ち切ることといたしました。

また、8月29日の朝に、愛知県在住の方が千軒岳で遭難したとの通報を受け、松前警察署及び福島消防署並びに役場職員による捜索隊を編成し、奥二股駐車場より、登山道の捜索に向かったところ、午後12時14分に無事遭難者が発見されました。

2点目の新型コロナウイルス感染症対策について。

4月会議以降、4回にわたって補正予算を計上し様々な新型コロナウイルス感染症対策に取り組んできたところでございます。

7月15日には、福島町三師会や社会福祉協議会など医療・介護事業者と商工会・漁協・農協などの産業団体で構成する「福島町新型コロナウイルス感染症対策連絡調整会議」を設置し、第1回会議を開催し、8月20日には第2回会議を開催してございます。会議では、これまで取り組んできた町の対策や、今後の予防対策などについて話し合わせ、様々なご意見をいただいたところであります。

8月4日には、認定こども園福島保育所を含む3施設にAIロボットを導入し、児童等の体温測定・記録管理を行っており、健康管理のほか保育児童向け教材としての活用にも取り組んでまいります。

また、8月13日には、福島町元気プロジェクトの一環として、福島漁港において花火の打ち上げを行いました。新型コロナウイルス感染症対策等で自粛生活を続けてきて落ち込みがちな町民の皆様の心に、少しでも元気を与えることができたと思っております。

そのほか、「新しい生活様式」実践に向けた啓発用品として各家庭に配布するごみ袋配布事業は、9月7日に全世帯へ引換券を発送し、9月10日から翌年3月15日まで、ごみ袋取扱店で引換を予定しております。

なお、第2弾となる地域商品券をはじめ高齢者等生活支援事業など関連予算を本会議に追加計上してございます。

3点目として、令和2年国勢調査について。

本年は、10月1日を基準日として5年に一度の国勢調査が実施されます。

第1回調査は大正9年に行われ、今回の調査は21回目に当たり、実施100年の節目を迎えてございます。

国勢調査につきましては、国及び地方公共団体はもとより、各種団体、学術・研究機関などの様々な分野で幅広く活用され、国の統計調査の根幹をなすものであります。

国勢調査の実施にあたり調査事務に万全を期すため、8月28日、9月1日、2日の3日間、町内3会場で国勢調査員説明会を開催し、調査内容を十分理解していただくとともに、担当地域にある全ての世帯を確実に把握し、漏れの無い正確な調査をしていただくよう、ご協力をお願いしたところでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症が終息していない状況にあることから、調査にあたっては、町民と国勢調査員の安心・安全を確保し新型コロナウイルス感染症の発生及び拡大の防止に努めながら、調査を実施してまいります。

続きまして、各課所管事項について、ご報告いたします。

1点目として、総務課の所管事項について。

令和2年度の普通交付税の交付額が7月31日付けで確定し、関連予算を本議会に計上しておりますので、内容についてご報告いたします。

交付額は17億5,791万5千円で、前年度決定額との比較では1億1,001万3千円の増、また、本年度当初予算額との比較では1億4,827万6千円の増となっております。

臨時財政対策債につきましては、当初予算と比較して236万3千円の減の6,952万3千円となっております。

また、一般会計に係る前年度からの繰越金も補正計上しておりますが、地方財政法第7条の規定に基づき、繰越金の2分の1を下らない金額の5千万円を財政調整基金に積み立てることとしております。

2点目の産業課の所管事項について。

地元出身の第58代横綱千代の富士の優勝額がJ R両国駅の西口に設置されることとなり、9月8日両国駅において関係者による除幕式が行われ、私も先代の女将さんからお招きをいただき出席をさせていただきました。

この優勝額は、これまで当町の総合体育館に飾られていたものを移設展示したもので、移設にあたり地元業者及び毎日新聞などのご協力をいただいております。

日本の国技である大相撲の殿堂、両国国技館の玄関口である両国駅に設置されることとなり、福島町が生んだ偉大な横綱の偉業が末永く全国の相撲ファンはもとより多くの方々に愛され、福島町が広くアピールされることとなります。

町の主な主催事業及び行事等につきましては、別に記載してございますので、参照していただきたいと思います。

以上をもちまして、町長部局の行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

令和2年度福島町議会定例会9月会議の開催にあたり、定例会7月会議以降の教育行政報告を申し上げます。

1、幼児教育、学校教育。

（1）小中学校の教育について。

①事務事業評価についてです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく、令和元年度分の事務・事業の「点検・評価」については、事務局による一次評価を基に、社会教育委員会会議で2次評価を行い、8月28日の教育委員会会議において最終評価を行い、その結果を報告書として取りまとめて本議会に報告しております。

②学校選択制について。

学校選択制については、教育委員会会議で両小学校の受け入れ可能人数を決定し、令和3年度の新入学生の保護者へ希望申請書を送付したところであります。

なお、希望申請書を10月上旬に取りまとめ、11月上旬に全保護者に対して決定の内容を通知する予定としております。

（2）学校給食について。

給食における地元食材の利用に関しては、昨年に引き続き、福島吉岡漁業協同組合よりウニ5キログラムの無償提供を受けて、7月10日に「ウニのお吸い物」をふるさとメニューとして提供したところであ

ります。

(3) 外国語指導助手（ALT）の離任について。

福島中学校に配置しておりました外国語指導助手が、7月31日で期間満了により離任いたしました。

なお、後任の外国語指導助手については、関係機関と協議を進めているところであります。

(4) 高校存続対策について。

7月7日に福島中学校及び福島商業高等学校の生徒会役員と町長等との意見交換会を開催しました。高校の魅力向上やまちづくり全般について発表してもらい、地域に対する愛着心を育むことができました。

福島町高校の在り方に関する協議会については、8月6日と11日に2つの部会を開催し、特色ある学校づくりの取り組み状況の調査をはじめ、魅力向上の検討などを進めているところであります。

また、今年度の福島商業高等学校存続対策としては、PRポスター及び学校案内パンフレットを作成し、9月上旬までの間に渡島、檜山管内の中学校に送付したところであります。

なお、今年度、計画しておりましたオーストラリアの見学旅行については、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、10月中旬に国内での見学旅行に変更する予定となっております。

2、社会教育、青少年の育成について。

(1) 社会教育行事について。

新型コロナウイルス感染症予防のため、8月中旬に計画しておりました通学合宿、11月28日に計画しておりました中学生芸術鑑賞は、中止としたところであります。

(2) 青年教育について。

成人式については、新型コロナウイルス感染症予防に配慮しながら8月13日に開催いたしました。当日は、23名の新成人が出席し、町長、議長及び議員など、沢山の来賓の皆様祝福を受けました。また、実行委員会主催の成人祭も当日開催され、大人としての新たな出発を誓い合いました。

3、スポーツについて。

(1) 体育施設。

新型コロナウイルス感染の拡大を受けて、町民プールの開館を1カ月延期しておりましたが、7月1日に開館時間を短縮しオープンいたしました。

(2) 南北海道駅伝競走大会について。

10月25日に計画しておりました南北海道駅伝競走大会については、7月22日の実行委員会で開催に向けた検討を行いました。新型コロナウイルス感染症予防の対策として、集合地点や観客の混雑回避、ご協力いただく町内スタッフの安全性確保を図ることが難しいことなど、総合的な観点から中止を決定したところであります。

以上で、令和2年度定例会7月会議以降の教育行政の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

◎一 般 質 問

○議長（溝部幸基）

日程第4 一般質問を行います。

一般質問は、5名から5項目提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

最初に、7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

通告に従い、一般質問させていただきます。

各施設（吉岡温泉・福祉センター・新たな道の駅）の今後の展望を伺う。

当町は、少子高齢化、若者の流出で人口減少が続く、新型コロナ感染症等の影響も受け、まちの活力が低下する厳しい状況にあります。まちの基幹産業である水産漁業をはじめ各業種の活性化、後継者の確保・育成がさらに求められ、財政的にも厳しい状況の中で、各公共施設についても老朽化による補修・耐震化など多くの問題を抱えていると思います。

各施設（吉岡温泉・福祉センター・新たな道の駅）の今後の展望を町長に伺う。

温泉の今後の展望は。建て替えなのか、補修なのか。福祉センターの今後の展望は。新たな道の駅に関して、答申は出ていると思われるが、今後の道筋は。各施設を統合する総合施設について検討されたか、お伺いします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

藤山議員のご質問に、お答えいたします。

ご質問の公共施設につきましては、令和元年12月改定の福島町公共施設維持保全計画における第2次保全計画において、500平方メートル以上の予防保全施設として位置付けられており、現在の町有建物を大切に長く使うという基本方針に基づき維持保全計画が進められてございます。

まず1点目の温泉の今後の展望については、平成26年9月の経済福祉常任委員会において「新築の方向性で進める」との意見集約がされました。その後、議論が停滞しておりましたが、9月会議後の休会中の経済福祉常任委員会の所管事務として、「今後の吉岡温泉の方向性」が議論されることとなっております。

町では、先の第5次福島町総合計画のローリング作業において、議会の意見を踏まえて、経済福祉常任委員会の承認をいただきながら令和3年度から建設に向けた作業を加速したいと考えております。

2点目の福祉センターについては、維持保全計画において耐震化改修等の検討が必要とされており、今年度、教育施設長寿命化計画を策定する中で施設の長寿命化や予防保全の方針等について整理することとしておりますので、第6次福島町総合計画の策定にあたり、新たな道の駅構想と併せて議論を深めてまいります。

3点目の新たな道の駅についてですが、道の駅「横綱の里ふくしま」再整備基本計画策定委員会より3月末に答申を受けているところでございます。

町としては、答申を受け具体的な検討を進めることとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在、内部において協議を一時凍結している状況にあります。

検討にあたっては、若い人達の提言を尊重し、答申のあった計画書をベースに町としての基本的な考え方をまとめ上げることとしておりますが、従来から私の考え方の基本として、新たな道の駅は行政主導ではなく、町民が創り上げるものとの考えがあります。

道の駅は、町の情報発信基地として「見る物・買う物・食べる物」が、民間で創り上げられなければ、構想の中止もやむを得ないものと思いますので、当初の予定を少しスライドし、第6次福島町総合計画の当初に具体的な計画登載ができるよう検討を進めてまいります。

4点目の各施設を統合する総合施設についての検討とのことですが、冒頭に申し述べましたように、福島町公共施設維持保全計画の中では、町内会館等の統廃合に関して検討がなされておりますが、総合的施設に関しては、具体的に検討された経過はありません。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

まずはじめに、各施設という部分で1つお尋ねしたいんですが、今、吉岡支所の所で足場を組んでいると思うんですけども、あれは何をされているのか先にお伺いします。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

一番大きな研修室の部分で雨漏りがありまして、今年ちょっと雨も激しいものですから、一部補修のために足場を掛けたままにして、また、コーキングしておりますけれども、ここは屋根屋さんに見てもらおうということで、そのままにしております。

以上です。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

今の部分で、まだ建ててそんなに年数が経っていない。各施設という部分で聞いているんですけど、年数はそんなに経ってないので、ある程度調査して見てもらいたいと思います。

その次に、各施設の部分で1点目ですが、新築の方向性で進めているところで、委員会で今後の吉岡温泉の方向性を決めていくとのことで理解はしています。

2点目の福祉センターについても、新たな道の駅構想と併せて議論するとのことですが、道の駅と総合的施設として考えているのかお伺いします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

先ほど答弁で申し上げましたとおり、公共施設の維持保全計画の中では、大型施設については統廃合ということは計画されてございません。ただ、その計画の中に基本的な方針として4つ、多分、藤山議員もご存知かと思いますが、まず1点目としては解体をする。その他に2点目としては予防保全をしていった長寿命化なり耐震化。そして、3点目として維持保全。4点目として町内会館ということで、町内会館については、今現在、統廃合をさせていただいて人口に合わせてやらせていただいております。ご存知のとおり、青函トンネル工事全盛期の頃は13,000人あった人口が、今、3,800人余りありますので、当然やはり公共施設のスリム化というのは私は必要だと思っていますし、当初この計画を作った叩き台は、私が総務課長の時に作りましたので、そういった思いも込めて、将来的には当然そういった議論があるんだと思っています。ただ、平常の中では議会とも協議してございませんので、そういった形で今、道の駅でも福祉センターをどうする事というのは軽々には言えませんが、ただ、若い人達から道の駅を今ある程度計画が提言されてございますので、その中で当然、維持保全計画の中でも福祉センターについては耐震化に問題があるんだということが言われておりますし、従来から集会施設が2階にあって、高齢化する中でなかなか会場の利用としては厳しいと。以前、佐藤議員もエレベーターの設置とか色々質問していただいたことがありますので、そういったことも含めると、総合的にこれから多分、第6次の計画が令和5年に終わりますと、その頃に多分議論がされてくるんだと思っています。今の総合計画の中では、そういった計画はありませんけれども、将来その第6次に当然また人口が少し減ってきますので、その中の公共施設の在り方としてどうあるべきかということは、やはり議論されることだという風に思っていますし、私の考えの中にも、なるべく施設はコンパクトに集約するという考えは持っています。ただ、今の段階でどうこうと言える段階ではありませんので、ご理解いただきたいと思っています。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

質問の3点目の部分で、新たな道の駅ですが、内容は理解します。しかし、答申を受けて、今現在の場所の設定はどのようになっているのか伺います。今現在の場所なのか。今現在というのは横綱記念館横なのか、新たな場所なのか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

提言いただいたのは、何案か提案があります。1つには、例えばみなと交流館の付近を活用するという方法、また、今の福祉センターを活用する方法という形で提案されておりますので、そういった若い人達が、かなり我々から見ると結構大胆な提言をしていただいておりますので、そういったものを総合的に加味して、できれば本当であれば今年、庁舎内の意見集約を整理したいなという思いがありましたけれども、先ほどの答弁にもありましたとおり、今年は新型コロナウイルスの関係が事務的にかなり事務量が多くなって、内部でもなかなか調整する時間を取れないということで、また、もう1つは、自分の中で別に今、なんと言いますか、先ほど言いましたとおり、行政主導で急いでやるべき事業ではないとは思っていますので、そこのところは本木内さんの道の駅の例を取ってみれば分かる、松前さんもそうですけれども、やはり皆さんで創り上げて、その中にしっかり町の情報を発信できるようなものができなければ、建物ありきでやりますと、早晩、魅力の無い道の駅になりますので、我々としては、しっかりそういった合意

形成ができる、それにはタイミングとしては先ほど回答しましたとおり、多分、第6次の中が目玉事業ということになるんだと私は思っていますので、その辺については総合開発審議会なり、議会の議論をいただきながら、町としての思いをしっかりと発信していきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

最後の総合的施設という部分で、温泉についても新築の方向性。福祉センターについても耐震化の問題から今後考えていかなきゃならない部分。道の駅もこれからどこに場所選定するのか。新しく建てるという方向性だと思います。であれば、この3つをコンパクトにまとめた施設を考えていくのがベストではないのかなと私は思います。というのも、福祉センター付近というのは町の中心的部分にもなっていていすので、人の拠り所というか、集まる場所。後ろには公園等もありますし、観光的にもいけると思います。それで、もう1つが津波とか、津波というわけじゃないですけど、台風とかの影響でみんなが集まる集会所としても使えるという部分では、私は3つを1つにまとめたコンパクトなものがベストではないのかなと。今後考えていくとは思いますが、自分としてはこういう風な考え方を持っていますので、町長にお伺いをしていきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今日聞かれているのは、吉岡温泉の関係、あと福祉センターの関係、それと道の駅という形で、この3つを全て総合的に1つにするというのは物理的に私はちょっと無理があると思っています。まず1つ温泉を考えただけでも、例えばまた新たに温泉を掘るとなりますと、ボーリング掘削だけで大体100メートル1千万円かかりますので、当時ですでから、今はもう少しかるんだと思います。そうすると温泉を掘るだけで、やはり掘削には700から1,000メートル掘らないと出ないという風に言われていますので、当然1億円の金が新たに発生すると。現在、お湯は出ておりますので、私は温泉については議会の議論のあったとおり、現在の場所に新たに建てるのが一番ベスト。そして、当時、温泉については、私の記憶でいくと500人規模。1日利用500人規模で、多分、施設なり浴槽を計画したんだと思っています。現在の状況を見ますと、大体1日200人ぐらいで推移してございます。ただ、お正月、お盆とか、そういった時はやっぱり300とか400ありますけれども、ただ、そこは人数の少ないところでもありますので、そういったことを考えますと、現在の利用者に合わせたもので新たにコンパクトに造った方が将来的なコスト、今、うちの温泉で一番かかっているのはやっぱり油代が、湯量が絶対数少ないものですから、一度出てきたものを温めてもう一度、温度的には本来出てくるのは問題ないんですけども、その湯量が足りないのを温めるのに大体2千万円から3千万円の経費をかけていますので、そういったものを新たに建てる時はコストをなるべく安くできる、今、結構ヒートポンプとか色んな物がありますので、そういった物を活用しながらやるのがベストだと思っています。

そして、福祉センターなり道の駅につきましては、藤山議員おっしゃるとおり、多分、候補としては絞られてくるんだと思っていますし、立地からいくと千軒だとか色んな事業をやっている所という魅力もありますけれども、やはりどうしても色んな事を考えると、現在の福祉センターの施設をどこか違う所に移すということには多分ならないんだと思いますので、そういった周辺の中でコンパクトに整理することが私はベストではないのかなと思っていますので、そういった色んな皆さんの多様な意見、そしてまた、これから造るものについては、やはり公共施設を多く造りますと、例えば温泉一つとっても当時確か5億円ぐらいかけていると思います。色んな設備も含めてですけどね。福祉センター自体ももう40年ぐらい経っていますけれども、当時で5億円ですから、今あの規模を建てるとなると、多分10億円近い金がかかるんだと思っています。やはり町にとっては、この手の物を造るには相当な大きな規模の事業となりますので、やはりそのところはしっかり総合計画の新規計画の中で議論して、将来、財政的な負担、色んなものの中できっちり町民の理解が得られるか。そういったものをまず念頭に置きながら、あまり行政が先走ることなく、私どもとしてはやっていきたいという風に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

(休憩 10時48分)

(再開 11時01分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

レジ袋有料化に対する町の対応と更なるごみの減量化に向けた手法について、町長に質問します。

町は、広報等を利用して広く町民にごみの減量化を周知しております。

その中で具体的な減量化の手法や発生から処分までのプロセスの周知徹底もいま以上に加速させる必要があると思います。

平成9年4月の「容器包装リサイクル法」、平成13年4月からの「家電リサイクル法」等が、既に施行されております。

廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの課題の中で、普段何気なく貰っているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えていただき、私達のライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的として、本年7月1日より全国でプラスチック製買物袋の有料化が実施されております。

町として、これらの目的や新しい生活スタイルを提唱する意味を含めて、プラスチックの過剰な使用を抑制していく必要性について考えてもらうことを期待し、買い物カゴ、あるいはエコバッグを町民に提供してはどうか伺います。

また、町民に対してのごみ減量化に対する更なる施策についても伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

小鹿議員のご質問に、お答えいたします。

1点目のレジ袋有料化に係る町民へのエコバッグ配布については、町では、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じている中、全町民へ「新しい生活様式」への移行準備用備蓄品配布事業を進めており、その中で備蓄品を各家庭へ配布する際、福島町をイメージしたロゴマーク入りの新たなエコバッグを作成し、配布することとさせていただきます。

なお、町広報などを活用し、エコバッグの普及率を高めるようなPRを積極的に展開してまいります。

2点目のごみの減量化については、当町の近年のごみ取扱状況を見ると、ごみの搬出量が減少していない状況にあります。

町では、ごみの減量化は、町民一人ひとりにおける減量意識の醸成が重要と認識しており、町広報等でごみ減量化などの周知を図るとともに、集団資源回収によるリサイクルの促進など減量化に努めており、引き続き町内会及び福島町ごみ減量化推進委員と連携し、町民の意識改革に向けた取り組みを推進してまいります。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

エコバッグに町の名前や福島町の観光名称などをプリントしたらどうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

町民に配る物ですから、あまり町民の方々が町外に出てPRするというものではありませんので、エコバッグ自体ほとんど多分町内、例えば商店なりコンビニで使われる物でありますので、今回はロゴマークというか、観光なり、そういったところで使っているロゴマークが色々ありますので、それを活用して意

識統一を図るという意味でのロゴマークを考えてございますので、小鹿議員おっしゃるとおり、外に向けてアピールするということでは、ちょっと今回は視点が違うのかなという感じがしてございます。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

私は、このエコバッグを福島町の町民の方々や観光客に販売した方が良いと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今、言われているのは、多分、観光サイドでのお話なのかなと思っていますので、町の方では観光の方でも色々なバッグを作らせていただいていますし、今、若い人達が色々とな様なバッグ、そしてまた、加工組合と言いますか、そういった部分の物販の方では従来から横綱の里をPRした紙袋も作っておりますので、今、ご質問の点については、今回の有料化とはちょっと視点が違うと思います。それは国全体で考えて、そういった行為をするのが良いのかもしれませんが、我々は如何に町内のレジ袋を少なくすること、つまり、まず視点を置いた政策を打ってございますので、町外の方々にまで有料で売るということは、私はちょっと視点がずれてくるんでないのかなという風に思っておりますので、ご理解いただきたいなと思っています。

○議長（溝部幸基）

次に、5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

通告に従い、一般質問させていただきます。

岩部・浦和地区への公衆用トイレ設置について。

浦和、岩部地区にある現在のトイレとその対策について過日、文書質問を行い、回答を戴いたところでありますけれども、今般、一般質問を申し上げます。

両地区のトイレ設置の目的から、今日においてはその役割を果たし終えたとの判断は理解できますが、時代が変わり、観光的要素が強まっていて、その目的が大きく変化している現状にあると推量しております。

特に来町者の数の変化が顕著である岩部地区の現況と今後の見込みを勘案するとき、公衆用トイレの必要性は必須であると思います。

両地区において、特に女性や子どもさんが民家を訪れるトイレ借用者の現実や、民間企業者のトイレ提供をしていた期間の状況をお聞きしますと、今後の困惑は明らかであります。是非設置の方向での対策を願うものであります。

町内の公衆トイレの維持管理の一助に、チップ制などの導入を提案申し上げたこともございますが、横綱ビーチにおける清掃協力金のこれまでの状況はどの様になっておりましたでしょうか。併せてお聞きいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

川村議員のご質問に、お答えいたします。

両地区に設置されているトイレについては、岩部地区は昭和51年、浦和地区は54年に建設され、それぞれ築44年と41年が経過し、老朽化が激しいことから今年度解体することとしてございます。

ご質問の新たなトイレの建設に関しましては、岩部地区については昨年からは本格的に運航を開始した青の洞窟などを巡る岩部クルーズが大変好評を得ており、利用者に対して岩部交流センターのトイレを利用していただいております。クルーズ船運航以来、岩部を中心に新たな観光客の入込みも多くなっており、多方面に注目されている状況を鑑み、新たなトイレの必要性は認識しております。

当岩部地区は、総合的な構想を計画していることから、トイレについても、その中で検討されるものと考えております。

なお、浦和地区に関しては、新設する考えは持っておりません。

次に、横綱ビーチにおける清掃協力金の状況についてですが、過去３年間の実績では、平成２９年度が２万６千円、平成３０年度が４万１千円、令和元年度が５万５千円となっております。

なお、令和２年度は新型コロナウイルス感染症対策のため開設期間を短縮したこともあり、協力金はいただいております。

○議長（溝部幸基）

５番川村明雄議員。

○５番（川村明雄）

岩部地区については、総合的な構想を計画しているということで、トイレがその中で検討されるということでございまして、可能性は十分という風に捉えてよろしいかと思えます。それでよろしいですね。それで、大体いつ頃ぐらいに計画されるか。そこのところを、もし年度まで分かれば教えてください。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

岩部地区のトイレの関係でございすけれども、基本的に今、町の作業といたしまして、令和３年度の予算に向けて総合開発計画のローリング作業を行ってございます。また、今般も議会の中でもコロナ対策を中心にやらせていただいておりますけれども、例年でありますと、この１１月から１２月にかけて新年度予算の関係のローリング作業が始まりますので、その中で我々としては来年度、岩部地区の活性化の基本計画をできれば作りたいということの予算計上を審議会含め議会の方をお願いしたいと思っております。私は、やはり今、岩部地区が、今年もかなりコロナの関係で影響は受けましたけれども、相当数利用客を見ますと、連日、風の日も満席の状態です。また、そういった方々が青の洞窟が大変素晴らしいという発信をされて、かなりテレビ報道も含めてですけれども、全道含めて全国に情報発信されているのではないかなと思っています。私どもとしては、やはり単発的な計画を、どちらかと言うと行政はあまり全体を俯瞰しないで、その時々これまでやってきた経緯がありますので、私としては、できれば岩部地区、本当に海があって川があって山があるという情景が素晴らしい中で、それを壊さない形でどう総合的に整備をしていって、最終的にそこに人を呼び込むかということできれば考えていきたい。そしてまた、都会から来る人達にしっかりと癒しを与えられるような地区を造っていききたいということがありますので、まずは本当に全体計画。例えば、じゃあ子ども達が川に入るにはどうしたら良いのかとか、例えば海。この前も私も孫を連れて行きましたけれども、岩部の漁港の中を、今、実際、漁港を利用されているのは石川さんぐらいしかいないんでありまして、漁港は避難港ではありますけれども、我々が水産で整備計画を作った時とは大分時代が変わってきましたので、大変子ども達が泳ぐには安全に泳げる状況がありますので、そういったものを含めて、どうそこに来ていただいて、どう滞在して楽しんでいただくかということが求められるんだと思っていますので、そういったものを町としてはできれば総合的にやっていきたい。当然そうなりますと、今度、町だけの事業では済みませんので、例えば北海道に色々な形で協力をいただく、国の関係で協力をいただく。例えば漁港一つとっても、今、漁港にトイレを造ろうとしても、あそこは漁港用地なり背後地がまた、多分、北海道さんの管理とか色々な管理がありますので、そういった調整が必要ですし、当然、道立自然公園でありますので、そういった所に物を造ることになりますと許可が必要になりますので、そういったものを含めて、まずはしっかりと総合的な絵を描いて、その中で計画年度を組みながらやっていくというのが理想ではないかなと思っていますので、まずその絵をできれば来年度予算をいただいた中で、自分としてはやっていきたいという思いがあります。今、そういった形の中で総合開発計画の中にも少し位置付けをしていただいて、また議会と協議をしていきたいと思っておりますので、年度については、それ以降についてはまだ未確定でありますので、まずはしっかりと町としての全体の考え方を集約できるような予算をいただきたいという風に考えているところであります。

○議長（溝部幸基）

５番川村明雄議員。

○５番（川村明雄）

冒頭の答弁で、令和３年度へということだったから、令和３年度に向けてと思ったんですけれども、そ

うでなくて、基本計画をまず令和3年度で組んで、そして、そのトイレの部分が何年度になるか。早ければ翌年度ということになるのかどうか分かりませんが、今、町長が言うように、漁港内であれば道との調整を取らなきゃならないという、そういうこともありますから、なかなか短時間にはいかないかもしれません。そういう中で、今、交流センターを使ってくださいと言われても、青の洞窟に行った方々は使えるんだろうと思うんですね。ところが、青の洞窟に乗れなかったという方々。あるいは青の洞窟関係なく、町でも町長が頑張って全面広告を出しましたから、あの後やはりコロナ禍の今年であっても、遠い車のナンバーを付けた方々がやっぱり入っているんですね。ですから、そういうクルーズ船に乗らなくても来ている方がおりますから、これでコロナ禍が無くなった、終息した段階ではかなり一般の来町者が増えることが見込まれるということになると思うので、そういう人方が来た時、男性であればその辺にしておけと子どもにも言えるかもしれませんが、女性なんかの場合は実際に岩部の町内会の人の方に貸してくださいと来たという事実もある。そういうことから考えれば、やはり町内の方も、建てるまでの間、最低、仮設トイレだけでも置いてほしいなという希望もありますので、申し上げておきたいと思います。そういうことで、町長の岩部に対する考え方は分かりましたので、よろしく進めていただきたいという風に思います。

それと、答弁の前段で老朽化が激しいと。これは40年も50年近くも経ちますと、岩部の場合は分かります。それで、浦和の方なんですけれども、私の見た限りでは、コンクリートブロックだし、すごく頑丈で今にも壊れそうな感じではないんですね。そして、天井部分は木を使っていますけれども、腐食しているという感じでもない。どこからこの老朽化が激しいということなのかなと思って見ているんですけれども、便槽は見れませんから、分かりませんから、便槽がもし駄目だということであれば、便槽を取り替えるような形、あるいは隣の敷地に引いていくというようなことができれば、まだ使える施設だなということと、浦和でもやはり民家の方が、砂を付けて来て、そしてトイレを貸してくださいと言うと非常に困るんだという意見。砂を付けて来るということで、ほろってどうぞということらしいんですけれども、そういう現実があるということなものですから、やっぱり今のトイレは頑丈だし、それを活用できるところまで活用するという方策はないものかなという風に思うことと、あそこは岩部まで行く間に誰もトイレだと町外の方は分からないですね。ですから、通り過ぎてしまうと思うんですけれども、道路に向かって建てている塀を塗装してトイレとか何とかって表示すれば、十分役目を果たすということになると思うんですよね。その辺は町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

トイレにつきましては、川村議員よくご存知だと思いますけれども、これまでも町は色んな形でトイレを整備させていただきました。極端にいくと松浦の方から始まって、今、言った浦和、岩部、さらにはタタミの方にも岩部の憩いの家がありましたので、そういった形の中で整備をさせていただきましたけれども、やはり年々利用の頻度も含めて形態が変わってきているんだろうという風に思っています。そして、今、確かに色んな所を旅行してトイレが無くて苦慮することはあるんだと思ってございますけれども、今、我々の方向性としては、やはり反対にトイレもあればいいというか、言い方がちょっと失礼かもしれませんが、トイレが少し町の印象を崩すことも結構ありますので、あまり古い物をそのまま放置とは言いませんけれども、管理はしながらやっても、やはり訪れた人にとってみては、その町の印象が変わることも結構ありますので、我々はできればなるべくこれからは少し今の時代に合ったトイレを設置していくことが、私はやはり町のイメージの中でも大切なことではないのかなと思っておりますので、できれば今、古い物については逐次壊していく。やはり当然、傷みますと、その設置場所自体がほとんど海岸線にありますので、台風シーズンとか色んな形でタンクが飛散したり、そういったことが発生しますので、今、従来あった物については一定程度目的を終えたのかなということで、議会の承認もいただきながら、今年予算として解体を計上させていただきますので、そこについては理解をいただきたいと思っています。浦和については、確かに従前、今、船揚げ場の後ろの方にありますけれども、どちらかと言うと、我々、水産を担当した時もそうですけれども、漁港の中に一時仮設トイレを置いて、主には例えば昆布干しの作業をしている人方が急を要したときに使えるようなものとか、あと色んな工事が入っていますので、そういった中で使うということがありましたけれども、今、多分その仮設についても撤去されているのか

なという気がしてございますので、そういった中で浦和も私ちょこちょこ行かせていただきますけれども、夏場に大挙して家族があそこでキャンプを張っている姿をよく見ます。多分その方々は浦和に縁のある方々ではないのかなと思っていますので、特にトイレに苦慮していることはないんだと思いますけれども、なるべく有れば越したことはないんでしょうけれども、やはり町の財政、色んなことを考えた時に、あちらにもこちらにもということにはならないんだと思ってございますので、岩部については、今、必要需要が多分高まっておりますので、そこについてはしっかりと観光客が来ても恥ずかしくないようなものを造っていく必要性はあるのかなという気がしてございます。ただ、岩部についても現在、従来の会館であれば管理人がほとんど常駐していなかったんですけれども、今、クルーズが運航している間は工房さんの職員がおりますので、そういった所で綺麗なトイレは使えるような環境を整えておりますので、そういったことをまず活用していただいて、あまり福島に来ていただいた方に反対に悪いイメージを与えないようなことをやっていきたいし、できれば今言ったように、ちょっと再編をさせていただいて、本当に必要な所にしっかりと造っていききたいという風に思っております。

○議長（溝部幸基）

5 番川村明雄議員。

○5 番（川村明雄）

町長の考えは分かりますが、岩部の方は、やはりクルーズ船に乗る人方はいいいわけですが、クルーズ船の就航が見合された日、荒れる日、天気が良くても波があってクルーズ船が出せないという場合もありますし、インターネットでトイレのある場所を聞くと、知内なんかは出てきますね。福島の一定の所しか出てこないというのがありますので、やはり岩部の交流センターにあるトイレが使えますよというような感じになればまた良いんでしょうけれども、だけど24時間トイレでないから外からは使えないし、誰かセンターにいないと借りることができないですから、そういう人方が困るなど。だから、町内会でも、今のトイレを取り壊しても仮設のトイレを置いてくれば良いなという希望がありますので、そのところをやはり吟味していただきたいなと思うんですね。

それと、もう1つ、浦和についてですが、あちこちにいっぱいなくても十分使命が果たされるということであれば別ですが、せっかくある今のトイレを使おうと思えば使えないわけでもないと思うんですね。男性の方だけだったら使っている日もあるような汚れ方をしている所もありますけれども、もう一度見て、そして、確かにドアなんかは1枚戸の所は取り替えなければならないでしょうけれども、状況をよくもう一度見て、その上で判断してほしいなという風に思うんですね。本当に取り壊しするということであれば、取り壊して、そして、その後にシーズンだけでも仮設の物を置くという格好も考えてほしいなという希望があります。あと、漁港の方にも、ある業者が置いているのか、仮設のトイレが1つ置いていますけれども、それで漁港の方は十分に合うんだということであれば、こちらの方のトイレも取り壊して仮設を置くのであれば、仮設をどこに置いていますという表示することによって、来町者に対しての親切だということが分かるんでないかなと思うんですね。そのところは町長もう一度検討してほしいという風に思います。

それから、横綱ビーチの清掃協力金ですね。3年間で、これは単純計算すると1人100円とすれば、100円ぐらいの額を置いている人がいるのかどうか分かりませんが、平成29年度の260人、次の年が410人、3年目は550人という単純計算になるわけですが、やはりどうも大変ありがとうございましたという感謝の念が広がって、そして、こういう数字になったのか。やはりだんだん協力者が多くなるのかなという風に考えますね。言うなれば、チップ制みたいなものですね。私は過去に福島町の町内のトイレを色々、センターから横綱記念館から新緑公園から、それら申し上げたことがあるんですが、やはり清潔に保つということは、使う人もありがとうございましたという何某かのチップを置きたいようなトイレになれば、なお良いと思うんですね。岩部なんかは特に、こういう所にこんな良いトイレがあったということで、ありがとうという感謝の念を育てるような、そういう精神風土に変えていく。そういうことがあれば、子どもの教育にも繋がっていくということになると思うんですが、浦和の件も含めて、いかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

トイレについては、まずしっかりと川村議員の方も、我々としては今年の予算に壊すという予算を計上して了解をいただいていますので、そここのところの議論であれば別でしょうけれども、一度議会の中で議論が終わっているものを質問されて、私もどうなのかなというのがありますので、そこはまずご理解をいただきたいなと思ってございます。

そして、教育につきましては、本当に色んな形で例えば我々、これは水産等を担当した時に当時の村田町長と私が水産係長で、こういった物を造りたいということで走りとしてやらせていただきました。その時は、もう乙部の元和台なんかでやられて、青森の方も視察に行ってきましたけれども、そういった中でやはりある程度、町の経費を丸々かけるのではなくて、来た人方にも少し清掃、綺麗にさせていただくという、使うに当たって協力をいただきたいということで協力金をいただいております。ただ、じゃあそれが即そういった町の財源に寄与するほどあるのかと言うと、利用者そのものも今大体8千人とか、そういう人数でありますので、そんなにしっかりした財源ではないんですけれども、ただ、私はやはり来た人たちに対して、町としては気持ち良く使っていただきたいという、そういった思いを伝える1つの手法として、私はその協力金というのはあって良いのではないのかなという風に思っておりますので、また、そここのところについては、今年は少しコロナ禍の中で時間も期間も短くさせていただきましたけれども、ただ、やはり利用されている方は多少時化でも、ちょっとした波があっても福島に来れば安心して泳げるんだという声をよく聞いてございますので、子どもさんを連れて来ても福島の海水浴場については安心ができるという声もいただいておりますので、そういったところをしっかりと町としても整理をしていきたい。ただ、やはり施設そのものが北海道の本来的な施設でありますので、そここのところを我々が使わせていただいているという形になりますので、そういったところについては道ともしっかり連携をしながら、なるべく来ていただいた方に気持ち良い環境を整えていきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

次に、4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

それでは、一般質問を朗読させていただきます。

新型コロナウイルスの影響に伴う対応、対策について。

①感染者の居住地について。

3月議会で感染者の居住地について再質問しました。当時感染となっていた101人全員が保健所の聞き取り調査に伴う振興局単位での居住地公表に同意しています。そのうち79人は居住する市町村まで公表する運びとなり22人は市町村の公表には同意しませんでした。しかし、その後、保健所の聞き取りにおいて居住地非公表を選択した方が9月6日までに90人おります。居住地非公表とした場合でも、当町で感染者が発生したことが保健所から通達されるのかお伺いします。

②コロナ受診について。

9月4日頃、複数の新聞記事に冬期のインフルエンザとコロナの同時流行に備えて感染が疑われる患者の相談や受診の流れを身近な医療機関に変更すると記載されておりました。

しかし、院内感染や風評被害、PCR検査を行う体制など課題点が多く、簡単には指定機関に手を挙げにくい面もあります。また、指定医療機関を公表するかどうかの判断は自治体という記事もあり、町立診療所を持つ当町の考えをお伺いいたします。

③家庭の防災備蓄品と避難所の運営について。

台風10号の上陸により九州では27万戸以上が停電し、各県市町村指定の避難所はコロナに伴う3密を防ぐため、従来の定員の半分程度の収容となった。収容できない県民はホテルやバス、近隣市町村の避難所へ避難している。避難所開設に伴うマスクやダンボールベッドなどの防災備蓄品の充足も必要だが、コロナ感染リスクがある中でマイカーや知人宅など、避難所以外に避難する事が終息するまでは強くなると思います。9月号の広報で避難行動について周知されておりましたが、各世帯の非常持ち出し品や防災備蓄品の点検意識について強く啓発してはどうでしょうか。また北海道では、5月に「北海道版避難所マニュアル」を改定しており、「避難所における感染症対策」の情報発信が行われています。当町では先日購入したサーモグラフィなどを活用した対策が取られると思いますが、3密を回避した避難所の運営、対策が必要と思われます。

見解をお伺いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

木村議員のご質問に、お答えいたします。

1点目の感染者の居住地については、患者本人からの申し出で居住地非公表とした場合でも、渡島管内の新型コロナウイルス感染症対策本部長である渡島総合振興局長より、患者の住所地である管内各首長へは、患者が発生した旨の連絡は来ることとなっております。

ただし、その後に行われる北海道の報道発表では、居住地非公表という形で報道されることとなっております。

2点目のコロナ受診については、国ではインフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行に備えた体制整備について10月中を目途に取り組むこととしており、その中で、地域において、かかりつけ医などの身近な医療機関で発熱患者等の診療・検査を行う体制を整備する必要があるとしています。

しかし、町立診療所は小規模な診療所で、施設の構造や職員体制などを考えた場合、発熱患者等とその他の患者を物理的に分けることは困難であり、また、検査に対応するための資材等の確保が難しい状況もあるため、院内感染による地域医療への影響を考えると、院内において診療・検査を実施することはリスクが大きいと考えます。

このようなことから現状において、診療所が出来る対応としては電話による相談の受付と診療・検査医療機関への案内が基本となるため、患者が円滑に医療機関を受診できるよう、近隣の診療・検査医療機関や検査センター等と情報共有を進める必要があると考えております。

3点目の家庭の防災備蓄品と避難所の運営については、この度の台風9号、10号の接近の際にも言われていたように、避難する場所は避難所に限らず、安全な地域の知人宅やホテルなども避難所の代わりになるので、各自的確な判断の下、早めの避難が呼びかけられたところであります。

各家庭での防災備蓄品については、一人ひとりが様々な災害を想定して常日頃から必要なものを準備しておくことが、いざという時に役立ってきます。災害に備えた防災備蓄品の確保と日頃の確認を徹底するという住民意識の向上を図っていくことは大変重要なことと認識しておりますので、引き続き備蓄品の確保・点検などの啓発に努めてまいります。

また、災害時の避難所運営については、これまでも飲食料品や毛布、電源などを備えてまいりましたが、現在は新型コロナウイルス感染症対策も併せて行うこととなるため、避難所入口での消毒やマスク着用、サーモグラフィなどによる検温、そして避難所内のソーシャルディスタンスを保つ観点から、簡易テント方式で個室のような空間を用意することで、プライバシーの確保も保たれ、また家族ごとに過ごせるなど、避難される方が少しでも安心して過ごせるような避難所運営に努めてまいります。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

今日、コロナ関連の質問ということですので、マスクを付けたまま質問いたします。

それで、答弁書を頂きまして、1点目ですけれども、正直驚きました。どうして驚いたのかということをお話してから、再質問したいと思います。

それで、居住地非公表者、少なくとも半分以上は札幌市の方だと思っております。これは札幌市の保健福祉局の方にも私電話して、札幌市の方でも居住地非公表で公表してくださいという方が沢山いるそうです。しかしながら、札幌市のお話をしますと、ちょっと脱線してしまいますので、あくまでも当町のような道立保健所の管轄で非公表となった場合ということで、お話をさせていただきます。仮に感染した方が非公表で発表されて、後日、例えば福島に実は居住していますとか、そういう風な公表に転ずることが果たしてあるのかなと。私、あまりそういうケースはないんじゃないかなと思っています。それはなぜかと言うと、誹謗中傷の的になる。最初から言えばいいのにとか、隠してたんだろうとか、そういう風な犯人探しに繋がるのではないかなと思います。それで、実際にそのような、最初は北海道では非公表だったんだけど、後日、居住地を公表するという事例があるのか調べました。そうしましたら、唯一、一例だけ見つけました。それが今年の7月に北海道の1,318例目の方。居住地が伊達市で、伊達市のホームページに状況が掲載されておりますので、その文を朗読いたします。北海道の発表で非公表となってお

りましたが、誹謗中傷を含む様々な情報が飛び交っていることから、風評被害防止のため、ご家族のご意向により情報を公開することとなりました。そのあと年齢とか職業もホームページの方に書かれております。それで、伊達市の健康福祉部の方に電話をさせていただきました、実際にそのご家族のご意向というのはどういうことなんでしょうか。もう少し詳しくお聞かせ願えませんかということで電話したら、ご家族の方が勇気を出して伊達市に電話をしてきてくれて初めて分かりましたと。私達はまったくそれまで分かりませんでした、本当にびっくりしましたという電話だったんですね。ですから、答弁も、情報は残念ながら来ないんですという風な答弁がくると思っていたんです。そうしましたら、答弁の方では、感染した方が非公表でも当町の方には情報が来ているということでびっくりしたということです。

それで、町長の方に再質問しますけれども、じゃあ仮に当町で居住されている方が北海道の発表で非公表という形になってしまう。そういった場合に非公表ということのを重要視して、町長のところで情報を留めておくのか、それとも感染を広げないためにも感染された方と連絡を取って公表の許可を求めるのか、ケースバイケースなのか。その点について、お伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

基本的には、先ほど答弁したような状況の流れで行くのかなという気がしてございます。これまでも町内において、実際、検査をした方がいらっしゃいます。従前ですと、検査に入った段階で、保健所を通じて振興局長の方から私の方に直接電話がありまして、福島町の方で検査した方がいると。その段階でも、しっかりと情報伝達されるのもあれば、やはり本人の意思により色んな形で性別なり職業も含めて非公表という形で来てございます。それが今は変わりまして、検査の段階では今度は通知が来なくて、直接、検査結果に応じて振興局長から来るようになりますので、今度は直接もうバツですよという形の通知が来るようになっています。ただ、木村議員のお話の中にもありましたけれども、今回コロナの関係で、インフルエンザが流行り始めた頃とはまったく違って、今、情報がかなり身近に取れる。その点、また情報個々が色んな形で発信していく中で、多分、コロナに罹った方にも誹謗中傷といったものだったり、本人がコロナになったのも去ることながら、そういったことに悩むとか、病気になるという形もあるんだと思ってございます。ただ、私も、これは自論として聞いてほしいんですけれども、町でそういう方向性を持ったということではなくて、私はあくまでも災害時のときもよく言わせていただいておりますけれども、個人情報制度が制度化されてから、少し個人情報を重視し過ぎるきらいがあるんじゃないのかなと。例えば人の命の生き死にに関わるところに、果たして個人情報が優先されるべきなのかなというのは、私、常々疑問を持ってございまして、このコロナについても、確かに個人を守るために個人情報を優先することはあるんだと思ってございます。ただ、今回の場合は、それを知らずに周りの人が危険を冒す可能性もあるわけですね。例えば福島町で1人の人が発生したら、それについての情報をしっかり町民に伝えることが、町民の安全を預かるトップとしては正しい判断ではないのかなということで、よく振興局長からそういった検査に入りましたといった時にも、ちょこちょこやり取りをさせていただきましたけれども、振興局としては道の基準がありますので、それ以上公表できませんと言いますけれども、我々は町民の命を預かっている中で、やはり本人が確かに大変ですけれども、それに伴って知らず知らずにその病気に罹る人だっているんだと。それで命を落としたら、私は反対に本末転倒ではないのかなという思いがしていますので、局長にしっかり情報開示してくださいということを言ったことがありますけれども、ただ、やはり道は道の基準でやっていますので、それ以上は返答を貰えませんでしたけれども、私の考えとしては、災害時も含めて、このコロナにあっても、必要以上にその個人情報を出すということではなくて、少なくとも福島町でそういった患者が発生したということの発信はしていいんじゃないのかなと。具体的に渡島においても、確か七飯町で最初に患者さんが出たときは、北海道よりいち早く確か七飯町が町内に防災無線で発したという記憶をしていますので、そういった例もありますので、我々としては福島町を預かる立場の中で何が最善かということをもっと優先的に考え、それに対応していきたいなという風に思います。幸い、これまでそういった場面にまだ出くわしておりませんので、そういった時に備えて、しっかり内部でも少し詰めながら、北海道との情報共有を図りながら対応していきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

分かりました。実質、正解はないと思いますね。北海道そのものが振興局単位の公表までという風になっていますので、あとはそこそこの自治体で考えなさいという状況に現在はなっています。他の都道府県では、もうその都道府県単位で市町村まで公表するという所も最近が増えてきているようですけども、今は北海道もそういう状況なので、そういった対応になるのではないかなと思います。

次に、2点目の病院の関係ですけども、なかなか小さい町の体制というのは現時点では難しいんだなと。そういう風に思っております。PCRも最初の頃はゴーグルとか感染防護服を着て、鼻から粘膜を取ってやっておりましたけれども、くしゃみや咳が出るということで感染が広がるということで、最近は6月から唾液で採取する方式にだんだん変わってきています。自宅に居ても自費で1万5千円ぐらいでネットで検査キットを購入してPCR検査できるということですので、それにしても当町ではもう少しこういったものについては時間がかかるのではないかなと思いますので、近場では木古内の国保病院が発熱外来を行っていますので、もしかしたら本格的に手を上げるかもしれませんので、近隣の病院でそういう風なことを公表した場合には情報提供していただきたいなと思いますけれども、その点について、どうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

福島診療所やまゆりクリニックにつきましては、まだ開業して間もないという中で、この前も常任委員会で色々とお話をさせていただきましたけれども、やはり今回の対応については、なかなか体制も含めて機材も含めて厳しいのではないのかなと思っています。そういった中で、我々は4町で広域も組ませていただいていますので、4町の首長さん含めて色々話させていただいているのは、やはり医療体制もしっかり函館圏含めて、この4町で役割分担しながらやっていくべきではないのかなと。木古内町さんに国保病院があり、松前町にも総合的な病院があります。知内は今ちょっと状況が変わってきますけれども、そういったのを含めて、やはり一次的には松前町、木古内町のそういった総合病院にお世話になることが私はベターではないのかなと。その中で、当然、基幹病院が多くある函館市と連携をしてということになるんだと思っていますので、そのところについては、我々は常々4町の医療体制がどうあるべきかということも定期的に会議をさせていただいておりますので、今回なんか木古内町さんの方では議会の議論を聞きますと、そういったものも少し早めにやっていきたいという思いがあるようでありますので、そういったことが情報としてしっかり我々の方に伝達されてくるようであれば、そのところについては木古内さんの方にお世話になる機会もあるんだと思っています。まずはやはりしっかり情報共有をしながら、できる所に町としてはまずお世話になって、なるべく町民の方々が安心して行けるような体制をしっかり構築できればという風に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

次に、3点目の方に移りたいと思います。先に避難所の方の話からさせていただきたいなと思います。色々な自然災害があると思います。基本的には福島地区の大きな拠点としては総合体育館、吉岡は総合センターになろうかなと思っています。その状況に応じては、各町の町内会館なども開放されていくだろうなと思うんですけども、台風10号でその避難所が満員になるというニュースがありました。地域防災計画とか、防災マップの方をちょっと見たんですけども、その避難所の定員というものが掲載しておるのか、見つけられなかったんですけども、当町の方では定員というのはどういう風に定めておるのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

避難所の定義というのがありまして、2平米に対し1名ということで、道に報告しているうちの避難所と指定されている各町内会館や、今、言った体育館などは、単純に総面積を2で割ると、例えば3,000人とか出るんですけども、実際は過ごせる場所というのは体育館ではアリーナだとか、福祉センター

で言えば集会室、大研修室とか絞られてきますので、正式にこの施設は何人避難できるという人数はございません。ただ、道の方の基準に従って、2平米で割り返した数字というのは各町から報告されております。

それで、今年コロナ対策の関係で、これまで2平米だった1人当たりの面積を、コロナ対策では3平米当たり1人というような形にしたいという通知が来ております。それで、要はその間隔を取ったり、一人ひとりの間隔を取ったりということで、俗に言われるソーシャルディスタンスなどを取るようなことで来ております。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

北海道の避難所マニュアルの改訂がされて、多分そういった3平米当たり1名という風な通知になっていると思うんですけども、大きな町ですと、すぐ避難所の手マニュアルを新しいものに改訂しているんですけども、福島のようなこういう小さい町で、こういったコロナの時代に避難所の手マニュアルというのは必要なんでしょうか。その辺をお伺いします。

○議長（溝部幸基）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

これも道の方から通知が来ておりまして、なるべく9月中旬に避難所マニュアルを作成するようにということで、我々の道の方を基準にしたマニュアルを現在作成中で、今月中には避難所マニュアルというものが出来ることとなっております。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

分かりました。

最後に、防災備蓄品と持出し品のことなんですけれども、基本的にこういった物は自分で用意しなければなりません。それで、2年前に胆振の地震がありまして、持出し品の中からロウソクと懐中電灯を使用しました。この度、台風10号のニュースを見て点検してみましたら、乾パンと水の賞味期限が切れておったんですね。それで調べてみますと、平成26年に各家庭に赤十字から配布されたということでした。もちろん賞味期限が切れているからと言って、食べれないとか飲めないというわけではないんですけども、あまりおススメはできないのかなと思っております。それから、もう1点がモバイルバッテリーですね。私も昨年買いましたが、こういうコロナ時代にみんな集まって、前回の胆振地震のように充電を役場でやっていますので来てくださというのなかなか難しいことではないかなと思っております。そういったことも考えながら啓発していただきたいと思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

現在、配布の物については、平成5年の南西沖地震の際に義援金が全国から集まって、その際に町の方にも配分があって、各世帯に配布された経緯がございます。そして、それについては赤十字社さんの福島分区の方で整理をさせていただいているという経緯があります。ただ、その金額も今確か多分300万円あるかないかだと思うんですね。そこの中である程度これまで回してきておりましたけれども、新たに今言ったようにかなり、私も何度か家で賞味期限が切れた乾パンを食わせていただいておりますけれども、各年限が過ぎて更新時期に来ているんだと思ってございますので、分区の時の会議でも少し挨拶をさせていただきましてけれども、多分これまでと同様に日赤の資金の中ではなかなか回し切れないんだという風に思っておりますので、できれば福島町の方で新たな予算を確保して、こういった形でお配りするのが良いのか、それについて赤十字の分区の方の会員の皆様とも協議をしながら意見をいただきながら、今日、木村議員からいただいた意見も含めて、一度やはり町でタイミングとして整備するべき時期に来ているのかなという風に思っておりますし、日赤さんで今、保持している金額についても清算したやの話もチラ

ッと聞いてございますので、そういったものも含めて、一度ちょっと新たな気持ちで一回整理をする時期に来ているのではないかなと思ってございますので、また機会を見て議会の方に相談するタイミングがあるんだと思っていますので、町としてもしつかり、今、結構災害の関係も頻繁に起きるような状況がありますので、そういったものも含めて時代の変化に対応できるような対応を庁舎内でもしつかり議論し検討をしてまとめていきたいと思っています。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 12時00分）

（再開 12時55分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

国の過疎法見直しがあった場合の当町の事業計画の進め方について、町長に質問いたします。

令和3年3月末で人口減が進む市町村に、国が財政支援をする過疎法が期限切れとなります。道内は、8割を超す自治体が過疎指定を受けている現状にあり、同法の今後の在り方について危機感を募らせているのは、当町ばかりではないと感じております。当町としても、過疎債に依存する事業比重は多く、特に第5次福島町総合計画後期実施計画の事業にあっては、事業の在り方、進め方等に大きく影響するものと思慮します。

現時点での今後の過疎法の動向あるいは、新たな制度に向けた過疎法の情報をどの程度把握しているのか伺いたい。さらに、過疎指定を受ける最大の利点である借り入れ元利金の7割を国が地方交付税で援助してくれるその割合が崩れた時の対応も視野に入れなくてはならないと思う。当町の今後の情報収集の在り方、事業展開するための計画の再考等があり得る場合の事業計画の進め方をお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員のご質問に、お答えいたします。

過疎対策については、昭和45年に議員立法により10年間の時限立法として法律が制定され、これまで4次にわたる過疎対策法の制定により、全国の過疎地域に特別な支援が講じられてまいりました。

この対策により、地域における生活環境の整備や産業振興に一定の成果を上げてきたところでありますが、現行の過疎対策自立促進特別措置法については、令和3年3月末をもって適用期限となります。

こうしたことから、国においては過疎対策の実施状況の検証を行うとともに、新たな過疎対策のあり方について検討を進めている過疎対策問題懇談会から、新たな過疎対策の理念、目標、施策の視点、対象地域のあり方、支援制度のあり方等について提言がなされております。

また、現行法の期限以降も、引き続き過疎対策を講じていくための制度が必要であるとも提言されております。

このような状況の下、これまで都道府県をはじめ全国知事会、全国市長会及び全国町村会等、様々な団体から新たな過疎対策法制定等に関する提言・要望などの活動が行われております。

一方、優先的に対応している新型コロナウイルス感染症対策の影響によるものと考えられますが、国からの情報提供が滞っている状況となっております。

これまで、当町においても、過疎対策事業債を活用し住民生活環境の向上と地域産業の振興に努めてきたところであり、過疎対策事業債は町の将来の振興を推進していくうえで欠くことのできない重要な財源となっております。

引き続き現行法と同様な過疎対策を講じていくための新たな過疎対策法制定について、関係機関との連携を図るとともに、北海道や全国過疎地域自立促進連盟及び国会議員等からの情報収集に努めながら、要

請活動をはじめ必要な取り組みを進めてまいります。

また、11月20日には全国過疎地域自立促進連盟総決起大会が東京都で開催される予定となっております。

なお、現行と同様な支援策が叶わない場合は、後期実施計画の大幅な見直しが必要であり、聖域を設けることなく各年度に実施する事業件数及び事業費の削減を図ることで、財政の健全化を維持した運営に努めてまいりたいと考えております。

このようなことから、全国の過疎地域の総力を挙げて、新たな過疎対策法の制定へ向けた運動を展開し、私も全力で新法制定を働きかけてまいります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

意見交換する前に、今の答弁での質疑というか、それをちょっと聞きたいと思います。この答弁書の文章の中に「関係機関との連携を図る」とあります。それから、この「聖域を設けることなく」という言葉も使っております。まず、この関係機関と連携を図るというのは、どのような関係機関とともに、これからやるんじゃないくて、今までもそこから情報等を取っていたのかどうなのか。その辺もお聞きしたい。それから、今、言われている「聖域」というのは、どういうものなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

まず1点目の関係機関でございますけれども、文章の中にもありますとおり、今、全国の市町村というのは大体1,719ぐらいあるんだと思ってございます。その中で、多分、過疎は800ちょっとという形で、4割の自治体が過疎地域に指定されてございますので、まずはそういった関連の市町村が総力を挙げて取り組む。当然また全国町村会の総会と言いますか、そういったものが今11月にかけてありますので、そこの中の重点事項として過疎法の制定というものが提言されてございますので、そういった団体、当然、町村だけでなく、市長会ですか。そういったものも含めて、総力を挙げて連携を図っていくという形になるんだと思ってございますので、我々、そういった会議の一員として、小さい力ではありますけれども、そういったものの必要性を我々として是非訴えていきたいと思ってございます。

それと、将来に亘る総合計画の中での聖域と言いますか、我々、予断を持って臨むのではなくて、例えばこの過疎債が無くなった場合の影響額というのは相当数考えられます。現在、過疎債と言いますか、起債の借入れについても、多分、今40億円ぐらいあるのが町の中で想定される中で、相当数過疎債を借りることによって、国からも地方交付税で7割バックしてきますので、その優位性というのは、かなりその事業を選択する中で幅が広がっていきますので、万が一、これが無いということになりますと、相当数、一般単独債なり国の補助の縦系列で来る起債を借りるしかございませんので、そういった中で、なかなか交付税措置されているというのは限られたものになりますので、当然、町の持ち出せる財源が今度は限りが出てきますので、自主財源だけで色んな事業を展開するというのは相当厳しくなりますので、我々が平成17年に合併協議会でやったときに、かなりあの時も色んな町民の方々に集まっていたいて、これまで本来であれば通常サービスを切ることなくやってきたものについての突っ込んだ議論をしながら経費を節減していった。当然、このとき職員の給与についても手を付けさせていただいたという形で、これまで当たり前のようであった分野にまで手を付けざるを得ない状況になるのかなということを込めて、聖域という文言を使わせていただきましたので、前例に無い形で厳しい状況に応じて財政運営をしていかなきゃないという意味も込めて聖域ということの使い方をさせていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

分かりました。関係機関というのは、同類的な過疎で利用して全国的に散在している市町村。市が入るかどうかがちょっとあれなんですけれども、市町村も含めての意見交換という中での情報。これは大事だと思います。また、聖域というのは、我が町の中で、これは駄目、あれは駄目で、これだけは通していかな

きやならない聖域なのかなと思ひまして、今、改めて聞いてよく分かりました。

この答弁の中に、11月20日の全国過疎地域自立促進連盟総決起大会に町長出られるそうですけれども、今年の7月8日に北海道、それから道内市長会、町村会の連名で新制度に向けた要望を国に提出したそうです。これは過疎地域の継続的な支援や過疎地域と共同事業を行う過疎地域でない非過疎地域にも過疎債に準ずる支援を行うよう求めた要望書になっているそうです。当町の議会としては、昨年の令和元年6月20日に総務教育常任委員会で川村委員長の名で、国に対して新たな過疎対策法の制定に関する意見書という形で要望を出している。それを道の方がまとめて、また国に全部で言っていくのだろうと思います。それで、できればすんなり来年の3月を迎えても引き続きこの過疎法を利用して、まだまだ目的達成されていない過疎の町のインフラなり、人づくりなり、そういうものを作っている途中の中であって、足元をすくわれるような事だけはしてもらいたくないという願いを込めて、是非、全国の大会に行って訴えてきてもらいたいと思うんですけれども、一方で、今まで過疎債を使って、我が町が色々計画して色んな計画を作っていました。それぞれの事業については、それぞれの反省も検証もしてまいりましたけれども、過疎債事業として全体的に福島町で自分達が計画している事業のうち、どの程度その事業が軌道に乗ってきているのか。当然100パーセントではないと思いますけれども、どの程度この過疎債があって、行政が考えた計画に基づいて、どこまで完成されてきているのか。その辺を検証していかなくやならないと思うんですけれども、それがもし検証しているのであれば、それぞれの分野については結構ですけれども、全体的に大体どのぐらい行っているのかというのが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

過疎については、平沼議員から質問があって、私、少し資料を集めて、つい最近の新聞の中で、ようやくその概要について固まったという報道がされておりました。その中で、基本的には東京一極集中是正と地方分散の受け皿として過疎地域の役割の重要性を認識しながら、持続的発展を新たな過疎対策の理念とするという下に、西暦でいきますと2031年3月末まで10年間で、また議員立法としてやっていくということが、今、中央の中で決まったという報道がされておりますので、多分、その辺については、しっかり整理をさせていただくのかなという感じがしてございますし、本日まさに新たな総理大臣、菅さんが多分決定されると思いますので、菅さん自体は秋田県出身で地方重視という形のお話を伺っておりますので、これから10月、11月かけて過疎連盟の大会に私も溝部議長と毎年出させていただいておりますし、また、全国の町村会の大会が例年11月にございます。その中でも重点項目11項目の中に、しっかりと新たな過疎対策の制定についてという形がまた盛り込まれてございますので、多分、議員立法による延長というのは確実になるのかなという気がしてございます。ただ、その中で少し懸念されるのは、平沼議員おっしゃるとおり、返済時に地方交付税を充てる過疎債の対象の関係だとか、補助の充当の支援については、今後もう少し詰める必要があるんだということがありますので、多少変化があるのかなという気がしてございます。そんな中で、今、平沼議員ご指摘の町の総合計画の中に過疎債の占める割合、また、財政運営の中で過疎債の占める割合ということでございますけれども、我々としては、平成3年度から過疎の指定を受けました。これまで我々、青函トンネル工事基地という形で、各町村が人口減少していく中で、昭和30年代に1万3千人を超えた人口が減ってきたものが、50年、60年と少しまた1万3千人に復活した中で、なかなか過疎の指定を受けられなかった。そういった中で青函トンネル工事の終了とともに大幅な人口減に、その数値が反映されて平成3年に過疎の指定を受けてあります。その中から、少し私も財政を担当したことがありますけれども、ここにいる本庄屋監査委員が財政の係長をやられて、本当にあの当時は財源の苦慮と言いますか、財政バランスを工夫するのに夜中に数字が頭を走ったということをよく聞いたことがあります。それだけやはり過疎の指定がなかったときは厳しい財政運営を強いられていたという状況にあります。そういった中で少し過疎の指定を受けられてから、やはり交付税で跳ね返る分にあっては、かなり財源的な優位性が増したのかなという気がしてございます。ただ、その中で我々としては過疎の付く項目というのは限られると言いますか、指定された項目以外、過疎の適用を受けられませんので、例えば町が10本の事業をやったとして、その10本が全部過疎の適用になるわけではありません。やはり制度の合致しないものもありますので、我々としては、なるべく今、財政含め、企画

含めて優先的に考えているのは、まずしっかり過疎債の適用になる事業を優先しながらやっということ、また、過疎債を取りに行くという言い方が正しいかどうか分かりませんが、過疎債に合致するような事業の仕組みを作っということで、なるべく優位性のある財源を引っ張るということにしています。ただ、先ほど来お話の中にもあったかもしれません。市含め平成の大合併の時に見直し箇所と言いますか、要するに本来の過疎の他に合併により、例えば函館市なんかが過疎で南茅部だとか、そういうのを合併した中で、そういった地域とともに包含されて過疎の指定を受けるとか、色んな形で過疎が広がっていった関係。そして、過疎債もまたこれまではハードだけであったところをソフトについても過疎債が充当できるという形で相当幅が広がった関係もありまして、予算が相当数要望が多くなってきているというのを聞いてございます。そういった中で、我々が多分10本の過疎債を要望して、じゃあ満額95パーセントなり100パーセント過疎債が付いているかと言えば、昨年の決算なんかを見ていると、やはり少し足切りをされている状況であります。具体の数字については、今、承知はしてございませんけれども、そういった形で多少やはり過疎の市町村が増えることによって、予算が当然平たくなりますので、そういった影響はあるんだと思ってございますけれども、ただ、それが全体的な我々の総合計画に影響を与えるほどのものかということであれば、私はまだそこまで至っていないんだという風に思っておりますし、なるべく我々は過疎債から外れても次の有利な起債を当て込んだり、色んな形で工夫をしながら今やっておりますので、第5次の後期計画の中ではしっかりとした水準を持ちながらやっというところでございます。ただ、これから新法が出来たときに、先ほど言いましたとおり、多少、変化があるやに伺っておりますので、その変化を敏感に察知しながら情報収集して、令和3年度の予算、さらにはこれから過疎自体は10年延長されますので、当然、これから福島においては第5次から第6次の新たな計画のまた8カ年計画というのがありますので、そこに相当数その過疎というのが比重を置かれるという風に思っておりますので、午前中の議論の中にも色んな大きな計画ものが想定されますので、そういったものも含めながら、しっかりと対応していきたいと思っております。

そんなことで、とりあえずは今、申し上げましたとおり、極端に我々が計画したことからずれ込んだままにはなっていないということのご理解だけお願いしたいなと思っております。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 13時16分）

（再開 13時16分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

過疎の計画、色々事業をする時に財源を求めて、有効な財源ということで過疎債を使わせていただいております。それで、町長の答弁にもございましたけれども、我々、なるべく一般財源を拠出しないという形で、過疎に適用できるような事業を持って行って、それに起債を付けていただいているというところでございますので、要望したものに対して全額付くということは、なかなか今、過疎地が増えてきて予算の要望も多くなってきていますので、100パーセントということにはなりませんけれども、ほぼほぼ過疎債を活用して実施したいというような事業については、100パーセントとまではいきませんが、90パーセントとかそういった、予算の頭打ちはありますけれども、10本あれば10本中は過疎で90パーセントの充当率で実施が出来ているという形で捉えていただければよろしいかなと思っております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

私の聞いているのは、その事業を計画した段階で、その事業を過疎債でやれるかやれないか。一般財源をそんなに使わなくて、その事業を取ってきたぞとか、取らなかったとかっていう成果を求めているんじゃないんです。過疎債でやった事業について、福島町がどの程度その事業によって、自分が計画したものに

沿った完成度が高かったかということですから、先ほど町長が最後におっしゃったように、これはもう数字で表せないと思います。まだ未完のものもありますし、着手したものもあるでしょう。でも、この事業は大体福島町の今の人口規模とか、今、住んでおられる生活体系でほぼほぼ完成されていれば、これは事業としては進めていっているのか、ほぼ完成度が高いのかという風に捉えていくべきでないのかなと思うんです。都度変わるわけですから。その中で、私はやはり何と言っても、この人口規模で産業の振興というものもかなり力を入れてきた中で来ていますし、それから、情報通信網も例えば今回で結局光ファイバーを整備すると、ほぼ全域的になってくると。それは、そもそもこの事業を進めた最終的な目的であって、あとは委員会意見でも先ほど述べていましたけれども、できれば不感地帯を無くしていただきたい、そういう活動をしていただきたい。そういう風にすることによって、当初考えていた事業というのが、事業以外に膨らんだ事業もあると思います。思ってもいなかった相乗効果によって、こういう風になって良くなったと。反面、まだまだ条件が悪くてそういう風になっていけない、まだまだ過疎債を使った中で資金的に注入して完結していかなくちゃならないという事業もあると思うんです。ですから、そういうものをやはりある程度把握した段階で、先ほど町長は、また3月からは大体同じようなものになってくるかもしれない、使えるかもしれないとは言いますが、これはなればベターであって、なくてもならなくても、今までの事業の全体的な検証というのは、やはりやるべきだと思うんですね。私の考えとして。なぜならば、やはりお金を出す方も、お金ばっかし出して、どの程度の完成になっているんだと。泥沼にお金を入れているようなものなのかということにならないように、やはり国に対して、一地方自治体がこれだけの成果が出たんだと。しかし、まだこれだけ過疎債を使わせてもらえれば、もっと過疎債を使わせてもらうと、例えば人口流出に対しても、本来、この辺であれば函館市が1つの人口流出のダムの様なもので人口をそこで止めてもらはずなのに、函館市も少しダムがオーバーフローして人口流出しているよとか、決壊して少し漏れているよと。函館市自身も人口が減ってきている。じゃあ札幌はどうなんだという風になってくる。相変わらず東京一極集中的なものという状況を、この福島町がどこまで食い止めているかというところを、やはり国に対してアピールする。それから、新たな課題を国に対して提案していくというものに対しても、やはりある程度数値的なものとか理由的なもので、私はきちんと福島町は押さえておいた方がよろしいと思うんです。これから人は多くなりませんけれども、相変わらず東京の方には人はどんどん集まって行って、集めて、集めて、結局は子供の生めない生活体系、社会体系という、また生まれても子育てが出来る環境整備になっていないという状況の中をどう一地方の自治体が国に提案していくかということも私は必要だと思います。そういうようなことで、その今の検証はいいですけれども、その考え方について町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今回のご質問については、過疎債を中心というお話でございますけれども、過疎債を適用させていただくには、過疎計画の作成が求められておりますし、当然、北海道なりの承認をいただきながら全体過疎計画を、議会の方にも例年3月に変更の承認などをお願いして了承を貰いながらやっているとございます。それで、福島町の場合は、幸い、まちづくり基本条例なり総合計画の策定条例等の中で、しっかりとその過疎計画に載っている事業についても総合計画の中で位置付けられて、事務検証作業、事務事業評価をいただきながら整備をしているところでありますので、個別に過疎の評価するというのではなくて、町の事務事業計画の中できちんと検証されているのかなという気がしてございますので、その中で我々としては、これからまたしっかりと3月定例会に向けた、当然、今、時限が切れますので、新たな過疎計画の策定が求められますので、そういった今般の過疎計画の検証も含めながら、修正かけるところはしっかりと修正をしながら過疎計画の策定に向けて準備を進めていきたいという風に思っておりますので、必ずしも過疎債を適用したものがどうこうというよりは、我々は全体の町の総合計画の中で、どう優位な財源を求めていく。その1つのツールとして過疎債があるという形で捉えておりますので、まず、あまり過疎債ありきではなくて、結果として全体の町の財源がある中で、どう優位な財源を求める、その1つの手段として過疎債という認識をしてございますので、それがあまり計画と狂いのないようなことについては、常々、町の条例の中でしっかりと管理されて、議会の方について逐次報告をさせていただいておりますので、そういったところについては議員各位にも理解をいただいているのかなという風に思っ

ございます。ただ、先ほど言葉の中にもありましたけれども、若干その財源のところはまだ不透明と申しますか、これからもう少し詰めていくんだという風に思っておりますし、また、都度、政権が代わりますと、そういったものも変化する兆候がありますので、そういったものについては、先ほど言いましたとおり、国の令和3年度の概算要求。取りも直さず、そうすると地方財政計画等もまだまだ遅れる形になりますので、そういった中で当然、過疎債というのは各地方の重要な財源でありますので、そういったものの情報等をしっかりキャッチしながら、なるべく我々としては従来と変わらない形で過疎債をしっかりといて、交付税措置をいただいた中で、財政が少しでも緩やかになるように整理をしていきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

町長さっきおっしゃったように、過疎債があるからこの事業をするんじゃないくて、この事業をしたい、この事業が町民のためにベターになるよと。その事業が過疎債を引っ張ることができるかどうかという検証というか、その内容の中でたまたま過疎債が使えるからという方向の方が、私はそれを聞いてちょっと安心しました。やはりその辺が基本理念だと思うんですね。それと、令和3年3月以降、国が求めてくるというのが、今まで福島町は地域計画をきちんと作っています。でも、その地域計画のタイトルは全部国が示したタイトルで、そのタイトルに沿って福島町は何ができる、こういう条件でこういう風になっていますよと。それにただ理由付けしているという、ただという言葉が適切かどうか分かりませんが、これはどこの町も同じような手法で提案しております。ただ、今、町長おっしゃるように、福島町の事業として、これが必要であって、この過疎債が使えるのであれば、これを使っていきたい、駄目でも自主財源でなんとかしていかなきゃならないものと、私はそう思うんですね。そういう風にしていかなきゃならないものと。それから、これからはやはり都市の機能を地方に分散してもらうような働きかけを積極的にやっていく事業が必要かなと思いますね。これだけ例えば情報通信施設が完全になった場合は、もう今の新型コロナウイルス感染症の場合においては、特に災害に強い町とか、災害が少ない町という立地条件で、やはり我々もどんどん都市部の大企業に提案していければなと思うんです。それも1つの手法だと思いますかね、町長。また、田舎だからこそ、人口が少ないからこそ、先端技術的なものも使いやすい、設置しやすいとか、そういうのがあると思うんですね。ですから、以前にも一般質問の中で言わせていただきましたけれども、交流人口なり移住人口というものに、今までだったら定年退職した方を、この地で余暇を楽しみませんかということじゃなくて、この福島町で仕事してみませんか。これだけ環境が揃っていますというような、是非、福島町を新たな面で売り込む。そういう面でも次の過疎対策事業をもし組み込むのであれば、私はこれから福島町にとってもそういう事業は必要だと思いますので、検討する余地はあるのかなのかお聞きしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

まさに平沼議員おっしゃるとおり、この新法の概要が先ほどポイントの中にもお話をさせていただきましたけれども、見えてきている中の1つの項目として、東京一極集中の是正、地方分散の受け皿を作るんだと。要は、遠隔医療だったり、遠隔教育やテレワークの推進を重点分野として財政支援する。また、支援の重点分野の中に移住促進や交通手段の確保、先端技術を活用した農林水産業の自動化。これが過疎の対象に今度はなってくるんだという風に思っておりますので、この前、総合計画のローリングの中でも少し私話をさせていただきました。今、我々の強みとしてある水産の1つに養殖昆布があります。ただ、これについても早晚、人の手配が大変だということで、なんとか省力化をできないかということ、今度、総合開発計画の中に位置付けをしていこうという形で、例えば工業技術センターなり色んな先端技術を利用して作業の効率化を図れないかということを検討できないかという項目も挙げました。まさにこの過疎の、今、後半のローリングで自動化というところに多分あてはまるのかなという気がしています。また、移住にあっても、ここ何年かずっと3.11の東日本大震災以来、毎年のように大きい災害がある中で、福島町は災害が少ないんですね。雨も含め色んな形。やはりその強みもこれから。以前、小鹿議員の企業誘致の関係のときも話をさせていただきましたけれども、やはりそういった都会が今危ないと言いま

すか、本州、九州含めて、災害のリスクが高くなってきている。温暖化や色んな形がある中で、我々の町の優位性というものもあるんだと思ってございますので、そういったことをこれからどんどん仕掛けるにあたっては、今、新たな新法でできる趣旨に合致するものが何点か見受けられますので、そういったものをしっかり計画と言いますか、新法が出来たときには、そういったものをしっかりとキャッチしながら、その制度に合致したようなものと、我々が今目指すまちづくりの先に考えているものをしっかりリンクしながらやっていけば、財政も含めて町としての優位性が増してくるのではないのかなと思っていますので、そここのところについては、これから多分3月、4月かけて新法の動きが明確になってくると思いますので、そういったものの情報をなるべくキャッチしながら、きちんと対応していきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

今、おっしゃられたように、是非、今までとちょっと違った地域の強みを活かした、地域でなきゃ出来ないような提案的なものを、だから過疎債を我々に使わせていただいても決して国の思い描いているような事から外れることなく、かえって日本の全部の地方が都市部を支えるんだぐらいの気迫で提案していくべきだと思うんです。やはりせっかく事業をするんですから、その過疎債を使ってやって、これだけの成果を日本国に提案するんだぐらいの強い意志を持って事業に当たってほしいなと思います。来年3月どうなるか分かりませんが、また、その7割というのが変わるかもしれませんし、無くなるということにならないように信じていきたいんですけれども、あまりにも多くなればなるほど、その率も変わってくる可能性もありますので、これからはコロナと共に生活するということも考えていかなきゃならない。そういう事業も含まれてくるでしょう。けれども、やはりせっかくこういう事業に進めていくということがはっきりした事業に過疎債が使えるというのであれば、是非そういう面も踏まえて、3月まで情報収集に徹底して検討していただきたいなと思います。

質問を終わります。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

ご提言いただきまして、本当にありがとうございます。実は、過疎のソフト事業が始まった時に、私、たまたままだ職員時代でありましたので、その時に実は道の方と掛け合うと言いますか、過疎の基金を積ませてくださいということで、本来、目的としては基金は好ましくないと言いますか、当然、事業をやって、それに対して起債を充て込むということで、ただ、我々としては、やはり時間のない中でしっかりと物事を考えて事業展開したいということで、過疎ソフトを是非作って積ませてくださいということを掛け合って、当時、渡島で多分うちだけだと思いますけれども、そういうことをやって、今はもう当たり前のようになりましたけれども、そういったことも含めながら、我々としては、しっかりと色んな考えを幅広く持ちながら、しっかりと国が提案するものに対して地方として願いと言いますか、思いをしっかりと伝えながら、新たな分野にまた踏み込んでいけるように頑張っていきたいと思っていますので、また色んな意見でアドバイスをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

以上で、一般質問を終わります。

◎議案第18号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第18号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、お手元にNo.1議案とNo.2議案説明資料をご用意いたします。

まず、議案の１ページをお開き願います。

議案第１８号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和２年９月１６日提出、福島町長。

説明につきましては、№２議案説明資料の１ページで説明いたしますので、そちらをお開き願います。

１の提案の理由について。

令和２年３月１８日に人事院規則９－１２９の一部を改正する人事院規則が公布、施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症感染者又は感染の疑いがある者への対応業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

２の改正の内容について。

現行の条例第３条には、伝染病防疫作業手当は、職員が伝染病が発生し又は発生するおそれのある場合において、伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護若しくは伝染病菌の付着した物件又は付着の危険のある物件の処理作業に従事したときに、その従事した日１日について２千円を支給することを規定しております。

この度の人事院規則の一部改正に伴い、職員が、新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、感染者等に接して行う作業、感染者等が使用した物件の処理及びこれに準ずる作業に従事したときは、１日につき３千円、感染者等の身体に接触して又はこれらのものに長時間にわたり接して行う作業その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、１日につき４千円を支給するもので、この場合において、条例第３条の伝染病防疫作業手当の規定は適用しないことを附則において規定するものであります。

なお、改定後の手当の額は次のとおりとなります。

区分で、指定感染症。業務内容として、患者の救護もしくは付着した物件の処理に従事した場合は、２千円の手当となります。

区分で、新型コロナウイルス感染症の場合。感染者等の身体への直接接触を伴わず、問診等の業務または感染者等が使用した機器や物品等の消毒等に従事した場合は３千円。身体に接触又は長時間にわたり接して行う作業をした場合は４千円となるものでございます。

３、施行期日について。

この条例は、公布の日から施行します。

なお、議案の１ページに職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を掲載しております。

以上で、議案第１８号の提案内容について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 18 号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 18 号は可決いたしました。

◎議案第 19 号 福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第 6 議案第 19 号 福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、議案 1 と 2 の説明資料をご用意いたします。

議案 1 の 3 ページをお開きください。

議案第 19 号 福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 16 日提出、福島町長。

内容については、説明資料で説明いたしますので、資料 2 の 2 ページをお開きください。

議案第 19 号関係、福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

提案の理由について。

平成 24 年の国の地方分権一括法の制定に伴い公営住宅法が一部改正され、町営住宅に入居できる入居収入基準に関して、国の政令規定の 25 万 9 千円を上限に、町において条例で定めることができるよう改正されております。

しかし、町では、これまで公営住宅に入居が可能となる所得の範囲にある「本来階層」の方や、高齢者、身体障害者、子育て世帯等の特に居住の安定を図る必要がある「裁量階層」の方々の基準を、道内の多くの自治体と同様に北海道の基準額（本来階層で月額 15 万 8 千円、裁量階層で 21 万 4 千円）を参考として定めてきた経緯があります。

一方、近年の住宅事情を見ますと、物価の上昇などにより現行の町営住宅の収入基準が民間の水準に比べ、著しく低い水準となっており、若い世代で収入超過により入居申込みができない方や、現在、入居されている方でも給与の上昇などの理由により収入超過者となって、民間の住宅や町外へ転居するなどの事例が発生しております。

このような状況の中で、町の人口減少等の要因が相まって、平成 28 年頃から公営住宅の空室が増え始めてきており、今後も増加が懸念されているところであります。

町では、「本来階層」と「裁量階層」の収入基準額を引き上げることにより、空室の増加を抑制するとともに、新規入居者の確保を図る目的で、福島町営住宅の設置及び管理に関する条例を改正するものであります。

改正の内容について。

当町では、町営住宅の入居収入基準額における「本来階層」並びに「裁量階層」の基準を国の政令で定める上限を基に、次のように改めることといたします。

①「入居者の資格」の内、収入額の上限を改正。

(1) 裁量階層の収入上限額の変更。

裁量階層の収入上限額「21 万 4 千円」を「25 万 9 千円」に改める。

(2) 本来階層の収入上限額の変更。

本来階層の収入上限額「15 万 8 千円」を「21 万 4 千円」に改める。

(3) 収入超過者となる額の変更。

超えたときに収入超過者となる収入額については、上記(1)(2)の改正後の額が適用される。

②条ずれ箇所の訂正。

過去の改正時に整理されていなかった条ずれの箇所を訂正いたします。

施行期日について。

この条例は、令和3年4月1日から施行いたします。

次のページをお開きください。

参考資料でございます。

1、改正内容説明の、上が改正イメージ図となっております。左側が現行で、右側が改正案となっております。表の真ん中の縦列には収入分位と収入分位に対応する月収額を示しております。

表の一番右側には、公営住宅法施行令の所得階層を示しております。収入分位の説明については、表の下のコメ印にございます。この中で例えば収入分位が25パーセントであれば、月収25万8千円で、所得階層は4階層となります。

表の左側の現行に、改正前の本来階層14万8千円と裁量階層21万4千円の矢印型の棒グラフで示しております。15万8千円のラインで、公営住宅法施行令の参酌基準で全国どこでも一定の入居機会が確保されることが望ましい基準額となっており、この金額を下回ると住宅困窮者がなかなか公営住宅に入居することが難しくなるため、この金額を下回らないように参考とする基準でございます。

ちなみに、北海道をはじめ他の県も本来階層の上限額はこの金額としておりまして、自治体もそれに倣っております。

次の21万4千円のラインは、北海道や他県でも裁量階層の上限額としており、自治体も同じくそれに倣っております。

次に、25万9千円のラインは、本来階層と裁量階層を条例で定めることができる上限額となっております。

その上は、収入分位50パーセントを超える分については、公営住宅の考え方では富裕層とされております。

右側の改正案では、本来階層を月収21万4千円に引き上げ、裁量階層を25万9千円に引き上げることを示しております。それにより本来階層は4階層から6階層へ、裁量階層は6階層から7階層へ引き上げられます。

次のページをご確認ください。

2の改正による影響でございます。

上に収入階層ごとの入居者状況表がございます。左が所得階層、真ん中が改正前の入居者状況、右が改正後の入居者状況でございます。

なお、令和2年4月1日を基準としております。

下の①改正前の入居者状況では、表の真ん中、本来階層が1階層から4階層までで127人おります。次の5階層・6階層のうち裁量階層となる世帯が2、2で4世帯、収入超過となる世帯が5と1で6世帯でございます。その下の7階層・8階層で収入超過者になる方は合わせて14世帯で、改正前では収入超過者の合計は21世帯となります。

②改正後の入居者状況では、本来階層の上限額を4階層の15万8千円から、6階層の21万4千円に引き上げることにより、改正前の1から4階層の127世帯に加え、5階層・6階層の10世帯もみな本来階層となるため本来階層は137世帯と、10世帯の増加となります。

裁量階層は、改正前の7階層6世帯のうち3世帯が新たに裁量階層と認定され、収入超過は7階層の裁量階層とならない3世帯と8階層の9世帯で計12世帯となり、改正前の21世帯から9世帯の減となります。これにより、改正前の5階層・6階層の収入超過者6世帯と、改正後の7階層の裁量階層3世帯の計9世帯が救われることとなります。

③家賃収入への影響でございます。

令和2年4月1日現在で試算したところ、調定額は22万5千円の減額となりますが、入居可能者が増えることと、急激な家賃上昇も一定程度抑えられることから、新規入居者等が結果的に増え、家賃収入の増加も期待できるところでございます。

次の6ページをお開きください。

改正による家賃の変化を2つの住戸で試算しております。

①が丸山団地1号棟で、平成17年に竣工した3LDKの部屋でございます。②が三岳団地3号棟で、平成5年に竣工した3LDKの部屋でございます。左側が改正前で、右が改正後でございます。

①の丸山団地について説明します。

改正前後では、1階層から4階層までの家賃の影響はございません。5階層・6階層が本来階層となるために、改正前では11万3,200円となっている家賃が、5階層では4万300円、6階層では4万6,600円と、6万円以上も安くなります。7階層については、裁量階層となる方について5万4,500円と、約6万円ぐらい低くなります。7階層で収入超過となる方と8階層については、家賃は変わりません。

家賃の算出方法については、本来階層と裁量階層については、公営住宅法施行令で定められている家賃基準額に対して、経過年数や利便性などを補正した額となりますけれども、収入超過者の家賃に対しては、下の方のコメ印で説明している近傍同種家賃になります。これは収入超過者は本来、公営住宅に入居することができる世帯ではないので優遇は受けられず、民間に近い家賃がかかってしまうということでございます。

②の三岳団地3号棟では、近傍同種の家賃が残存年数や建設費の関係から低くなっています。近傍同種の家賃が高い住宅ほど今回の恩恵は大きくなりますけれども、三岳団地3号棟より古い物ほど恩恵は小さくなるものでございます。

改良住宅については、改良住宅法に基づいているため、条例による階層上限の変更はできないことと、団地の整備計画があるため今回改正は行いません。

なお、議案1の3ページから5ページに条例改正の全文を掲載しております。

以上で、議案第19号 福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

説明資料の3ページに施行期日が書かれております。来年の4月1日ということなんですけれども、この日にした理由をお知らせください。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

公営住宅の家賃をかけるのにあたって4月1日からかけるのに、実は今から色々入居者の人には収入の申告等をしてもらってしまっていて、今度それを入力して、入居者の人に事前に来年度の家賃はいくらになりますよというのは12月とか1月にお知らせするんですけれども、それについて今回の改正によってシステムの方を入替えなければならないので、実は今、9月の補正の方に提案してございますけれども、そのシステムの補正もしてございます。今回これを了承していただければ、その補正もしてシステムを早速入替えて、来年度の家賃に備えたいということでございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

今、紙谷課長おっしゃられたのは、入居者の視点なんですよね。結局、若い世帯でも入りたいという先ほどの説明のことがあるのであれば、これから入りたいという人は10月1日の施行でも、1月1日の施行でも構わないと思うんだけど、やっぱりシステムの整備が必要なんだろうか。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

公営住宅の所得は4月1日を基準としていまして、途中で入居している人について変更していくというのは、ちょっと難しいですね。4月1日に向けて、9月に補正されたものでシステムを入替えて、今、収入申告しているものを全部入力して、それで12月、1月に来年度あなたの家賃はいくらになりますということをお知らせして、それで不服申し立てがなければ4月1日から家賃をかけるということになっておりますので、新たに入居している人についても、町としては今入居している人と同様に4月1日という基準をある程度の仕切りをして、そこからかけたいということでございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第19号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第19号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 13時58分）

（再開 14時09分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第20号 第5次福島町総合計画の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第20号 第5次福島町総合計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

それでは、議案の7ページをお開きください。

議案第20号 第5次福島町総合計画の変更について。

第5次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年9月16日提出、福島町長。

第5次福島町総合計画（令和2年9月改訂版）、後期実施計画・展望計画でございます。

議案の8ページから19ページにつきましては、後期実施計画の変更前・変更後の対照表となっております。

内容につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、別冊資料2の7ページをお開きください。

議案第20号関係、第5次福島町総合計画の変更について。

1、変更の目的について。

令和2年度福島町議会定例会6月会議において議決された本計画について、今般の新型コロナウイルス感染症対応等により令和2年度の事業内容に変更が生じたため、第5次福島町総合計画における後期実施計画の一部を変更するものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、国の第2次補正予算により増額された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用するものでございます。

1次の交付金限度額、2次の交付金限度額が、次のとおりでございます。

2、後期実施計画の変更について。

後期実施計画については、事業件数が120件、事業費総額が50億1,590万円となっているものに、新規事業として22件、事業費5億450万円を増額、変更が生じた3事業に係る事業費を5,050万円増額し、総事業費を55億7,090万円に変更するものでございます。

財源の内訳としましては、国・道支出金が2億2,380万円の増額、地方債は3億1,780万円の増額、その他財源が640万円の増額、町の一般財源につきましては700万円の増額となっております。

（1）総事業費等の変更につきましては、ただいま説明をしたものを表にしたものでございます。

次のページをお願いいたします。

（2）変更区分の概要についてでございます。

それぞれ変更理由毎に整理した内容となっておりますので、ご確認願いたいと思います。

次のページの（3）施策体系別の変更について。

こちらにつきましても、基本方向の項目別における変更内容に整理したものととなっておりますので、ご確認いただければと思います。

次のページをお願いいたします。

（4）事業費等に変更が生じた事業について。

上段の事業名が、地域経済緊急支援事業でございます。こちらにつきましては、地域商品券の発行ということで、既に町民1人当たり5千円を実施済みでございますけれども、今回、第2弾として1人当たり1万円の地域商品券を追加するものでございます。変更の内容は、コロナウイルス感染に伴い疲弊する地域経済対策として全町民へ地域商品券1人1万円を追加するものでございます。これによって、事業費が4,110万円増となるものでございます。

次に、中段の空家対策支援事業でございますけれども、変更の内容につきましては、補助見込件数の増加による追加でございます。15件見込んでいたものを5戸増加して20件とするものでございます。これによって総事業費が300万円増となるものでございます。

一番下段の町内会館等整備事業でございます。こちらにつきましては、変更内容が宮歌・豊浜、それから塩釜会館前舗装工事を追加したものでございまして、事業費が640万円増えるものでございます。事業費等に変更が生じた事業については、以上の3件となります。

次のページの（5）新規に登載となった事業についてでございます。

新規に登載となった事業が22件ございまして、そのうちの半分の11件の事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応を中心としまして、早期に実施する必要があったことから、7月会議において既に事業内容について政策等調書・総合計画事業進行管理表等により説明し、予算についても既に計上済みとなっております。

これらの事業につきましては、私の方から説明資料により簡潔に説明をいたします。残りの11件の

事業につきましては、45ページからの政策等調書・総合計画事業進行管理表で担当課長の方から説明いたしますので、ご了承願います。

それでは、11ページの上段の漁業生産基盤安定化事業でございます。事業内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による魚価低迷により脆弱化する漁業協同組合の経営基盤の安定を図るため支援金を交付するものでございます。漁業協同組合の指導事業賦課金相当に係る支援ということで、算出根拠としましては、組合員1人当たり5万円、事業主体は福島町で、総事業費が840万円でございます。

下段の町内事業者向け新しい生活様式準備支援事業でございます。事業内容につきましては、町内の商工業者を対象に新しい生活様式を確立するための準備を支援するための支援金を交付するものでございます。町内で商工業を営む事業者1社当たり10万円の支援となっております。事業主体は福島町で、総事業費が2,050万円でございます。

次のページをお願いいたします。

中段の福島町元気プロジェクト事業でございます。事業内容につきましては、新型コロナウイルス感染症による自粛等で疲弊した地域経済の活性化として、町内への観光需要の喚起を図るために、各施設特産品等のPRを含めた観光支援を行うものでございます。プロジェクト事業としまして、福島町観光協会への補助金。事業内容につきましては、クルーズ利用者、両記念館利用者への記念品の贈呈、イベント実施ほかとなっております。それと、プロモーションと打ち上げ花火の実施でございます。事業主体につきましては福島町で、総事業費が1,200万円でございます。

下段の農水産業生産調整支援事業でございます。事業内容としましては、漁協組合員、農協組合員を対象に、魚価及び作物価格の低下による収入減を補うことで経営の安定化を図るために支援金を交付するものでございます。漁協組合員、農協組合員、それぞれ10万円の支援という内容になってございます。事業主体は福島町で、総事業費が1,930万円でございます。

次のページをお願いいたします。

上段の「新しい生活様式」への移行準備用備蓄品配布事業でございます。事業内容につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の第3波の非常事態に備えて、「新たな生活様式」への移行準備に向け、全町民へ除菌等備蓄品の配布を行うものでございます。手洗い洗剤、消毒液、ウェットシートなどの配布を行います。事業主体は福島町で、総事業費が1,900万円でございます。

次のページをお願いいたします。

14ページ下段の医療・介護施設感染リスク低減支援事業でございます。事業内容につきましては、医療施設、介護施設での新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減させるために事業者へ支援金を交付するものでございます。医療機関につきましては1機関当たり30万円、介護事業所につきましては10万円をベースに、提供サービス事業毎に加算。訪問系が10万円、施設系が20万円の加算となるものでございます。事業主体は福島町で、総事業費が260万円でございます。

次のページをお願いいたします。

上段の塵芥処理費（「新しい生活様式」啓発用ごみ袋配布事業）でございます。事業内容につきましては、ごみ袋の裏面に新型コロナウイルス感染症予防に係る啓発ロゴをプリントすることで、「新しい生活様式」の普及啓発を行うものでございます。対象を全町民としまして、1人当たり30枚を配布。配布方法は、引換券配布により取扱店で交換をしていただく内容になってございます。事業主体は福島町で、総事業費が590万円でございます。

次のページをお願いいたします。

16ページ中段の町内危険木伐採事業でございます。事業内容につきましては、倒木被害から地域住民の生命及び財産を保護するため危険木の伐採を行うものでございまして、こちら白符地区の危険木の伐採でございます。事業主体は福島町で、総事業費が400万円でございます。

下段の読書活動費（図書室パワーアップ事業）でございます。事業内容につきましては、在宅で過ごす時間を有意義に過ごしてもらうために、インターネットによる蔵書検索、貸出予約ができる図書システムを構築するものでございまして、システムを構築すると読書通帳機の導入、それに伴って書籍用の消毒機を設置するものでございます。事業主体は福島町で、総事業費が940万円でございます。

次のページをお願いいたします。

上段の福島町出身学生応援事業でございます。事業内容につきましては、福島町を離れ大学、専門学校

等へ通う学生の保護者に対し、経済的負担を軽減するために支援金を支給する内容になってございます。支援金としまして、10万円を交付するものでございます。事業主体は福島町、総事業費が690万円でございます。

次に、中段の学校再開支援事業でございます。事業内容につきましては、学校の再開に伴い、学校生活での感染症対策を強化するために、マスクや消毒液の配布、非接触型体温計等の備蓄、中学校への電気温水器の設置を行うものでございます。小中学校への空気清浄機の設置。それと、マスク、消毒液の配布。非接触型体温計等の備蓄。中学校へは電気温水器を設置いたします。事業主体につきましては福島町で、総事業費が620万円でございます。

7月会議に補正計上いたしました事業に係る内容の説明につきましては、以上でございます。

これから説明をする事業も含めまして、総合計画の変更につきましては、8月31日、13名の委員の出席により福島町総合計画審議会を開催し、ただいま説明した変更の内容、新規事業の内容について承認を得ておりますので、申し添えたいと思います。

このあと担当課長から政策等調書・総合計画事業進行管理表で引き続き新規登載事業の説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○議長（溝部幸基）

次に、政策等調書の補足説明を求めます。

最初に、小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、No.2説明資料の46ページをお開き願います。

総務課所管の政策等調書について、ご説明いたします。

事業計画名が、町有建物機能集約整備事業でございます。現状の認識は、旧給食センター前車庫等の老朽化等が著しく建替えが必要となっている。また、公文書やイベント資材及び農産物等の保管倉庫の必要性も増してきている。

対象は、旧給食センター前の車庫と倉庫等でございます。意図は、老朽化した町有建物の建替えに合わせ、現状不足している機能を集約した一体的な整備により、町有地の有効活用を図るとしております。

中段の事業計画は、令和2年度、車庫整備工事实施設設計業務委託。令和3年度、機械保管庫、倉庫兼作業所解体、車庫整備工事、書庫等整備工事实施設設計業務委託。令和4年度が、野菜集荷施設解体、書庫・倉庫・農業用倉庫整備工事、それと町道・駐車場整備工事としております。

事業費につきましては、令和2年度が340万円、令和3年度が9,750万円、令和4年度が1億3,400万円となっております。

以上でございます。

○議長（溝部幸基）

次に、住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

同じく、説明資料の48ページをお願いいたします。

事業計画名、高度無線環境整備推進事業でございます。

現状の認識でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の予防対策を進めるにあたり、テレワークや生徒・児童のオンライン授業等の「新しい生活様式」に必要な情報通信基盤の整備が必要となっております。

政策等の発生源でございますけれども、対象としましては、町内の情報通信基盤ということでございます。意図としまして、町内全域で光ファイバー整備を行い、町内における情報格差の解消、子ども達の教育環境の充実、コロナ時代に対応する「新しい生活様式」の実践に必要な情報通信基盤づくりを構築するものでございます。

中段の事業計画でございますけれども、光ファイバーの町内未整備地区への整備ということで、こちらの事業を推進することによって、町内全域をカバーするといったものになります。今回、民設民営方式ということで、NTTが実施する事業へ町の負担という内容になってございます。

令和2年度の事業費が1億660万円、そのうち国庫支出金。こちらコロナ対応の臨時交付金を第3次

で予定してございまして、2, 670万円。地方債、全額過疎債を予定してございまして、7, 990万円でございます。

続いて、50ページをお願いいたします。

事業計画名が、渡島西部4町地域間幹線系統木古内松前線維持奨励金事業でございます。

現状の認識としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、渡島西部4町を結ぶ地域間幹線木古内松前線の利用者が減少しておりますけれども、地域の生活に必要な輸送の維持と3密を避けるために利用者数に対して余裕をもった便数の維持を図るということでございます。

政策の発生源としましては、対象としましては、地域間幹線系統木古内松前線の運行事業者。意図としまして、支援金を助成することにより、生活に必要な輸送の維持と便数の維持を図る目的でございます。

中段の事業計画でございますけれども、事業者に対して支援金の交付250万円でございます。松前町・福島町・知内町・木古内町で均等の負担でございまして、各町250万円、合計1千万円という内容となっております。

令和2年度に事業費として250万円。こちらの財源ですけれども、臨時交付金を活用するといった内容となっております。

企画課所管の事業については、以上でございます。

○議長（溝部幸基）

次に、福原貴之町民課長。

○町民課長（福原貴之）

それでは、町民課所管の事業内容につきまして、説明いたします。

説明資料の52ページをお願いします。

事業計画名、高齢者等生活支援事業でございます。

現状の認識は、新型コロナウイルス感染症対策として、自粛による家庭への経済負担が重荷となっていることから、高齢者等を対象に燃油等をはじめ必要経費に対しての経済支援をする必要があります。

政策等の発生源につきましては、対象を、福島町に住所を有する70歳以上の高齢者のみの世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯で、いずれも町民税非課税世帯とし、生活保護世帯及び社会福祉施設等入所世帯並びに病院等への入院等による長期不在世帯を除きます。また、意図は、高齢者等の支援を要する世帯に対し、経済的負担の軽減と福祉の向上を図ることとしております。

事業計画は、高齢者世帯477世帯、障がい者世帯28世帯、ひとり親世帯18世帯に対して2万円を給付するものであります。

なお、この区分につきましては、いずれか1つの区分に対して給付するものであり、重複支給はいたしません。

財源につきましては、1, 050万円の全額が国庫支出金となっております。なお、これは単年度事業となっております。

以上で、終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案説明資料の54ページをお願いします。

福祉課所管の政策等調書について、ご説明いたします。

事業計画名は、医療・介護事業者向け感染症対策用備品購入事業になります。

現状の認識は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、町内の医療・介護事業所は感染防止対策による事業費の増加だけでなく、感染防止用消耗品の確保にも苦慮している状況にあります。そのため、町内事業所等において感染防止用消耗品が不足した場合も考慮し、町において購入備蓄する必要があります。

政策等の発生源として、対象は、町内の医療機関と介護サービス事業所になります。意図は、各事業所において感染防止対策が徹底され、不足した際にも備蓄品により安心してサービスを提供することができることとしております。

事業主体は、町になります。

事業計画は、感染防止用消耗品、医療用マスク、医療用ガウン、フェイスシールド等を各々2, 300

個購入備蓄するものです。

事業年度は令和2年度で、計画額は150万円、財源は全額国庫支出金を見込んでおります。

次に、56ページをお願いします。

事業計画名、医療・介護サービス事業者支援事業です。

現状の認識としては、新型コロナウイルス感染症が全国で拡大する中、町内の医療機関や介護サービス事業者は、利用者が安心してサービスを受けられるよう感染予防や拡大防止への対策のため、ウイルス除去のできる空気清浄機等の整備が求められています。

政策等の発生源として、対象は、町内の医療機関と介護サービス事業者です。なお、町立やまゆりクリニックは対象外としております。意図は、町内の医療機関や介護サービス事業者が、新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止対策が徹底され、利用者・職員が安心してサービスを利用・提供することができる環境を整備するとしております。

事業主体は、町になります。

事業計画は、町内の医療機関及び介護サービス事業所において、空気清浄機等の感染予防対策用備品用品を整備する際の費用に対し、200万円を上限として、費用の4分の3、75パーセントを補助するものです。

事業年度は令和2年度で、事業計画額は900万円、財源は全額国庫支出金を見込んでおります。

続いて、58ページをお願いします。

事業計画名は、健康管理システム構築事業です。

現状の認識ですが、現在、健診毎のデータは個別管理しかできておらず、総体的な管理ができていません。「がん検診」や「特定健診」等のデータを用いて、新型コロナウイルス感染症の罹患により悪化しやすいとされる高リスク者の抽出を容易にするとともに、高リスク者に対する健康指導を強化することにより新型コロナウイルス感染症の感染予防等を図るため、健康管理システムの導入が必要であるとしています。

政策等の発生源として、対象は、全町民です。意図は、健康管理システムの導入により、新型コロナウイルス感染症の罹患による高リスク者を把握し、適切な健康指導をすることにより、町内から感染者を発生させないとしております。

事業主体は、町になります。

事業計画は、各種健診の受診状況等を個人ごと一括管理できる健康管理システムの導入で、事業年度は令和2年度、計画額は900万円、財源は全額国庫支出金を見込んでおります。

続いて、60ページをお願いします。

事業計画名、妊婦さん支援給付金事業です。

現状の認識は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、出産までの間、不安を抱える妊婦が経済的にも精神的にも少しでも穏やかに過ごし、安心して出産を迎えることができるよう生活への支援を行う必要があります。

政策等の発生源として、対象は、令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に妊婦である者。意図は、妊婦が経済的にも精神的にも安心して出産を迎えることができるとしております。

事業主体は、町になります。

事業計画は、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに母子手帳を所有、若しくは交付を受けた妊婦1人につき10万円を支給するもので、対象者は20名を見込んでおります。なお、4月28日から現在までに出産した方も対象としております。

事業年度は令和2年度、計画額は200万円、財源は全額国庫支出金を見込んでおります。

以上で、福祉課の説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

産業課商工観光係所管の事業説明をいたします。

62ページをお願いします。

事業計画名、公共施設空気環境等整備事業。

現状の認識は、6月のオープンにより町外からの来町者が多いことです。

政策等の発生源、対象については、観光施設等の公共施設（横綱記念館、青函トンネル記念館、道の駅横綱の里ふくしま、岩部地区交流センター、吉岡温泉ゆとらぎ館）になります。意図として、感染リスクの低減です。

事業主体は町で、事業計画は観光施設等の公共施設へのオゾン除菌・脱臭器を設置し、感染を防ぐことです。

事業年度は令和2年度で、計画額500万円は、財源内訳として、国庫支出金、地方創生臨時交付金となります。

次に、64ページをお願いします。

事業計画名、水産加工業支援事業で、現状の認識は、新型コロナウイルス感染症の影響による国内消費の低迷に伴う事業収入の減少など、厳しい経営環境にあることです。

政策等の発生源、対象は、町内でスルメ加工業を営む水産加工業者となります。意図は、事業活動継続のための支援を行うことで、基幹産業の維持・安定化を図ることです。

事業主体は町で、事業計画は町内でスルメ加工業を営む水産加工業者に対する支援金の交付となります。従業員数50人未満、1社当たり100万円が6社となり、従業員50人以上、1社当たり200万円が1社となります。

事業年度は令和2年度で、計画額800万円で、財源内訳は、国庫支出金800万円は地方創生臨時交付金となります。

以上で、産業課所管の事業説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

最後に、石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

引き続き、教育委員会所管の事業について、ご説明いたします。

66ページをお開き願います。

事業計画名、GIGAスクールサポーター配置支援事業。

現状の認識は、町立小中学校においては、平成30年度に1人1台のタブレット端末整備が完了していますが、全学年で利用可能な学習用アプリは未導入であり、各学年の单元ごとに教員が工夫しながらタブレット端末を使用しております。

政策等の発生源で、対象は、町立小中学校の全児童生徒でございます。意図は、全学年で利用できる学習用アプリを導入するため、それを活用した基礎学力の定着及びタブレット端末を持ち帰っての家庭学習を実施するものでございます。

事業計画は、ICT支援業務委託料で126万円を計画しており、週2回、GIGAスクールサポーターを委託配置し、教職員への指導体制を整えるものでございます。

事業年度は令和2年度で、計画額は130万円、財源内訳は、国庫支出金、地方創生臨時交付金を予定しております。

なお、事業費の2分の1は、文部科学省の国立学校情報機器整備費補助金の対象となる可能性もございますので、補助決定になりましたら財源充当していきたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

11ページの商工業地場産品の部分で、町内商工業を営む事業者204社に対して総事業費が2,050万円になっているんですけども、これは204社に対して2,050万円って1つちょっと違うのかなと思って、これは確認したいと思います。

次の12ページも同じようなところで、漁業組合員が168人で農業者が24名と。192人なのに総

事業費が1,930万円になっている。その違い、なんでこうなっているのかお伺いするのと、もう1点が、今この漁業者168人、農業者24人、商工業者204社となっているんですが、これは今、支給しているパーセンテージというわけじゃないですけど、204に対してどれぐらい行っているのか、168人に対して何人支給しているのか、24名に対して何人支給されたのか。その辺の結果もお伝えください。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

まず、11ページの商工業者の2,050万円は、204社かける10万円ですので2,040万円になりますけれども、これは各業者さんに発送する郵送料となっております。12ページも同じことになっております。

それと、パーセンテージですけれども、漁業者168名に対して、現在、約75パーセントの申請になっております。あと、農業者についても同じ70パーセントぐらいの申請になっています。商工業者に対しては、現在25パーセントぐらいの申請になっております。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

次に、16ページの図書システムのところでお尋ねしたいんですが、この図書システムはインターネットによって図書の貸出となっているんですが、これは携帯電話で予約もできるのかお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

一応できるのは、この年度末、来年の3月ギリギリになろうかと思いますので、本格的な運用は来年の4月近くになってからだと思いますが、一応インターネットの利用ということで携帯電話、スマホからできるように調整を進めて行きたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

先ほど聞いた部分で、商工業者が25パーセントで、漁業者が75パーセント、農業者が70パーセントとなっているんですが、これは周知とかされないんですか。商工業者に対して25パーセントしか申請されていないと思うんですが、知らない人が何人かいるんですよね。その辺に関して周知等はされるのか。その辺をお伺いします。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

事業実施前に全戸配布で周知はしております。ただ、個別に周知は行っておりませんので、もう少し10月までの期間がございますので、時期を見ながらもう一度、個別の周知ではなく、全戸を対象とした周知はしたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第20号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第20号は可決いたしました。

◎議案第21号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第21号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、No.1議案とNo.2説明資料をご用意願います。

議案の21ページをお開きください。

議案第21号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和2年9月16日提出、福島町長。

説明につきましては、No.2説明資料の18ページでご説明いたしますので、そちらをお開き願います。

1の提案理由について。

北海道市町村総合事務組合を構成する団体のうち、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合並びに札幌広域圏組合が脱退することに伴い、規約を変更しようとするものです。

2の内容については、今、ご説明しました3つの組合を別表から削除するものであります。下記に新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照願います。

施行期日について。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行します。

なお、議案の21ページに北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約を掲載しております。

以上で、議案第21号の提案内容について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第21号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第21号は可決いたしました。

◎議案第22号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第22号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の23ページをお開き願います。

議案第22号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

令和2年9月16日提出、福島町長。

説明につきましては、No.2説明資料の20ページをお開き願います。

1の提案理由について。

北海道市町村職員退職手当組合を構成する団体のうち、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合が脱退することに伴い、組合理約を変更しようとするものです。

2の内容については、今、ご説明いたしました2つの組合を別表から削除するものであります。下記に新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照願います。

施行期日については、この組合理約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行します。

なお、議案の23ページに北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する組合理約を掲載しております。

以上で、議案第22号の提案内容の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第２２号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第２２号は可決いたしました。

◎議案第２３号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第１０ 議案第２３号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

議案の２５ページをお開き願います。

議案第２３号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

令和２年９月１６日提出、福島町長。

説明につきましては、No.２説明資料の２２ページをお開きください。

１の提案の理由について。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合を構成する団体のうち、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合並びに札幌広域圏組合が脱退することに伴い、規約を変更しようとするものです。

２の内容については、今、ご説明いたしました３つの組合を別表から削除するものでございます。下記に新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照願います。

３の施行期日について。

この規約は、地方自治法第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行します。

なお、議案の２５ページに北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約を掲載しております。

以上で、議案第２３号の提案内容の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮りいたします。
議案第23号を決することに賛成の方は起立をお願いします。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第23号は可決いたしました。
暫時休憩いたします。

（休憩 14時56分）

（再開 15時06分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第24号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第5号）

○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第24号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案1とNo.2説明資料をご用意いたします。
議案の27ページをお開き願います。
議案第24号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第5号）。
令和2年度福島町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。
第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,785万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,385万9千円とする。
第2条で、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。
令和2年9月16日提出、福島町長。
まず、第2表地方債補正についてご説明いたしますので、32ページをお開きください。
第2表 地方債補正の追加でございます。
起債の目的で、高度無線環境整備推進事業債で、限度額8,100万円で、起債の方法、利率、償還方法につきましては、記載のとおりでございます。
次のページをご覧ください。
地方債補正の変更でございます。
起債の目的は、高齢者等冬の生活支援事業債で、補正前限度額600万円を補正後限度額100万円に、次に、友好市町交流事業債で、補正前限度額170万円を補正後限度額70万円に、次に、臨時財政対策債で、補正前限度額7,188万6千円を補正後限度額6,952万3千円と、それぞれ変更するもので

ございます。起債の方法、利率は、補正前、補正後とも変更はございません。

引き続き起債の内容についてご説明いたしますので、No.2 議案説明資料の23ページをお開き願います。

まず、高度無線環境整備推進事業債8,100万円の追加は、町内の光ファイバー未整備地区の整備を行うための追加で、起債区分は過疎対策事業債、充当率100パーセントで、交付税算入率は70パーセントとなっております。

次に、高齢者等冬の生活支援事業債で500万円の減額は、新型コロナ対策で新たに高齢者等生活支援事業を行うことから、既存の予算を減額するもので、過疎対策事業債となっております。

次に、友好市町交流事業債100万円の減額は、今年度予定していた長崎県松浦市と長野県木曽町との生徒交流が中止となったことによるもので、同じく過疎対策事業債となっております。

次に、臨時財政対策債236万3千円の減額は、発行可能算定額確定による減額となっております。

次に、まず歳出からご説明いたしますので、28ページをお開き願います。

説明につきましては、補正額20万円以上のものについて、ご説明いたします。また、新規事業に係る政策調書につきましては、先ほどの第5次福島町総合計画変更で事業内容を説明しておりますので、私の方からは主な補正内容の説明といたしますので、予めご了承願います。

まず、2款総務費、1項5目財産管理費の町有財産管理費で71万円の追加でございます。主な補正内容は、福島漁港内にあります倉庫に棚を設置するため、工事請負費の福島倉庫棚設置費で71万円追加するものであります。

次に、町有建物機能集約整備事業費で340万円の追加は、旧給食センター前の車庫等の老朽化に伴う機能集約整備に向けた車庫整備工事实施設計委託業務の追加となっております。

次に、6目企画費の高度無線環境整備推進事業費1億700万円の追加は、町内の光ファイバー未整備地区の整備を民設民営方式で行うための町負担金の追加となっております。

次に、16目地域公共交通維持費の松前木古内線バス車両更新事業費で844万3千円の減額でございます。主な内容は、新型コロナの影響で令和2年度に予定していた車両更新が取り止めとなったため、補助金を減額するものであります。

次に、渡島西部4町地域間幹線系木古内松前線維持奨励金事業費で250万円の追加は、新型コロナの影響を受けている公共交通機関事業者へ渡島西部4町が均等に一律で250万円の奨励金を交付するものであります。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費、事務事業予算名も同様に182万5千円の追加は、戸籍法の一部改正に伴う戸籍データ等の取得に係るシステム改修で、10分の10の国庫補助事業となります。

次に、7項財政基金費、1目財政調整基金費で5千万7千円の追加は、積立金で前年度繰越金に係る地方財政法第7条の規定によります2分の1以上の積立ということで5千万円の積立と、その他基金運用利子の積立が7千円となっております。

次のページをお開きください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の障害者福祉事業費で1,368万1千円の追加でございます。内容といたしましては、障害者介護給付費等負担金の前年度精算に係る国及び道への返還金の追加となっております。

次に、戦没者追悼式事業費で30万4千円の減額は、新型コロナの影響で戦没者追悼式を中止したことによる減額となっております。

次に、高齢者等冬の生活支援事業費で500万円の減額は、次のページの1段目の高齢者等生活支援事業費をコロナ対策として行うことによる減額で、次の高齢者等生活支援事業費で1,063万7千円の追加は、高齢者等の世帯に1世帯当たり2万円を給付するものであります。

次に、3目生活館等管理費の各生活館等改修事業費で640万円の追加は、宮歌・豊浜町内会館と塩釜町内会館前の舗装工事の追加となっております。

1つ飛んで、2項1目児童福祉総務費の就学前児童感染症対策用品配布事業費で36万2千円の追加は、新型コロナ対策として家庭での体調管理のため就学前児童の世帯に非接触型体温計を配布するもので、対象世帯は45世帯となっております。

なお、小中学生がいる世帯に対しましては、教育費の方で予算提案しております。

次のページをお開きください。

2目児童措置費で137万8千円の追加は、前年度の児童手当交付金精算返還金が主な補正内容となっております。

1つ飛んで、4目学童保育費28万円の追加は、学童保育室にFFストーブと掃除機を1台ずつ購入するための追加となっております。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生費の医療・介護事業者向け感染症対策用備蓄品購入事業で150万円の追加は、町内の医療機関、介護事業者等において感染防止用消耗品が不足した場合に備え、医療ガウンなどを備蓄するための追加となっております。

次に、医療・介護サービス事業所支援事業費900万円の追加は、医療・介護事業者が新型コロナ感染予防のため衛生用備品などを購入した場合に4分の3を補助するものであります。

次に、健康管理システム構築事業費900万円の追加は、新型コロナ予防のため町民の健診データなどを活用し、健康指導などを強化するためのシステム導入をするものでございます。

次に、妊婦さん支援給付金事業費200万円の追加は、今年4月28日から来年3月31日までの間に母子手帳の交付を受けた方に10万円を支給するものであります。

次のページをお開きください。

2目予防費、事務事業予算名も同様に130万円の追加は、これまで行ってきた65歳以上の方のインフルエンザ予防接種費用助成で本人負担分があったものを全額助成とすることによる増額補正となっております。

1つ飛んで、9目温泉健康保養センター管理運営費の公共施設空気環境等整備事業費で100万円の追加は、吉岡温泉での新型コロナ感染予防のため、オゾン除菌・脱臭機を4台購入するものであります。このほか商工費で横綱記念館などの観光施設にも同様の予算を計上しております。

次に、2項2目広域事務組合費、事務事業予算名も同様に51万3千円の追加は、渡島西部広域事務組合衛生部門の負担金の増額で、按分率確定による負担金の追加となっております。

次に、6款農林水産業費、2項5目治山費の自然災害防止事業費で400万円の追加は、白符地区危険木伐採等業務委託料の追加となっております。

次に、3項水産業費、2目水産振興費の水産加工業支援事業費で800万円の追加は、スルメ加工業を営む水産加工業者に事業活動継続のための支援を行うものであります。

次のページをお開きください。

7款商工費、1項2目商工振興費の地域経済緊急支援事業費で4,105万円の追加は、5月補正で実施しました全町民1人当たり5千円の地域商品券配布事業の第2弾として、1人当たり1万円の商品券を10月1日を基準として全町民に配布することとしております。使用期間は来年1月31日までとなっております。

次に、3目観光費の公共施設空気環境等整備事業費で400万円の追加は、観光施設でのコロナ感染予防として、道の駅などにオゾン除菌・脱臭機を設置するものであります。

次に、5目横綱の里づくり事業費で270万円の減額は、九重部屋夏合宿が中止となったことによる減額となっております。

次に、8款土木費、2項2目道路維持費、事務事業予算名も同様に140万円の追加は、需用費の修繕費の追加で、町道の維持管理に係る修繕費の増額となっております。

次に、3項1目河川総務費で50万円の追加は、こちらも需用費の修繕費の追加で、町管理河川の維持管理に係る追加となっております。

次に、4項都市計画費、3目住環境整備事業費の空家等対策事業費で300万円の追加は、空家等除却補助金の申請件数や相談件数から5件分を追加するものでございます。

次のページをお開きください。

5項住宅費、1目住宅管理費、事務事業予算名も同様に40万円の追加は、委託料の電子計算機システム変更委託料で、町営住宅管理システムの改修に係る追加となっております。

次に、町営住宅整備事業費で270万円の追加は、需用費の町営住宅小破修繕費で、町営住宅の維持管理に係る修繕費の追加となっております。

次に、9款消防費、1項2目広域事務組合費で120万4千円の減額は、渡島西部広域事務組合消防部門負担金の減額で、消防団員の旅費等の減などによるものでございます。

次に、10款教育費、1項1目教育委員会費の福島商業高等学校存続対策費で321万円の減額は、福島商業高校の海外研修が新型コロナの影響で中止になったことによる助成金の減額であります。

次の友好市町交流事業費で100万円の減額は、松浦市と木曽町との生徒交流が中止になったことによるものです。

1つ飛んで、3目教育振興費のGIGAスクールサポーター配置事業費で126万円の追加は、学習支援アプリの活用とオンライン学習のための環境整備と教員への指導助言を専門家に委託するものであります。

次のページをお開きください。

2段目の2項小学校費の学校再開支援事業費で94万円の追加は、児童生徒のための新型コロナ感染予防として、マウスシールドと使い捨てマスクを小学生用に備蓄し、非接触型体温計を全児童の1世帯に1台配布するものであります。

次のページをご覧ください。

3項中学校費の学校再開支援事業費で171万2千円の追加は、こちらも小学校と同様に中学生用にマウスシールドなどの備蓄をすることとしております。そのほか手洗い場に電気温水器を設置するための追加となっております。

次のページをお開きください。

5項保健体育費、1目保健体育総務費で253万円の減額は、新型コロナの影響で、ふれあいスポーツ大会や千代の富士相撲大会など各種事業が中止になったことによる減額となっております。

次に、4目プール運営費で139万9千円の減額は、当初6月から開設予定を1カ月遅れの7月に変更したことによる減額となっております。

次に、12款諸支出金、2項1目繰出金で29万9千円の減額は、国保会計で71万円、介護会計で227万1千円、浄化槽会計で130万8千円の追加、町立診療所会計で458万8千円の減額で、それぞれ事務費等の増による追加と前年度精算による減額となっております。

次に、13款職員給与費の、まず1目職員給与費で621万4千円の減額は、職員の4月の人事異動及び共済負担金率変更に係る給料及び各種手当並びに共済費の減額補正となっております。

次に、2目会計年度任用職員給与費で909万9千円の追加は、主に継続任用となった方々の給与等が確定したことによる増額となっております。

なお、No.1議案の55ページから56ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

以上で、歳出の説明を終わります。

それでは、次に、歳入をご説明いたしますので、24ページをお開きください。

歳入補正の主なものについて、ご説明いたします。

まず、1款町税の固定資産税で3,524万7千円の追加は、償却資産に係る総務大臣配分が確定したことによる追加となっております。

次に、10款地方交付税、1節地方交付税の普通交付税で1億4,827万6千円の追加でございます。行政報告にもありましたように、7月31日付けで今年度の普通交付税が確定いたしました。交付額は17億5,791万5千円となり、対前年比で1億1,001万3千円の増で、当初予算との差額1億4,827万6千円を追加するものであります。

次のページをご覧ください。

13款国庫支出金、1目総務費国庫補助金の2段目になります。5節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,299万2千円の追加は、今回の新型コロナ対策事業に充当するための臨時交付金で、これによりまして当町に示されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額2億4,364万8千円がすべて予算化されたこととなります。

その下、6目教育国庫補助金307万6千円の追加は、学校再開支援事業などに係る文科省からの国庫補助金となっております。

次のページをお開きください。

17款繰入金、1項他会計繰入金、1節の介護保険特別会計繰入金で128万1千円の追加は、前年度の精算による繰入金となっております。

次に、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で1億6,098万9千円の減額は、今回の補正に係る財源調整による減額であります。これにより、今年度の財政調整基金からの繰入額は1億419万円となります。

次の5目各公共施設維持保全基金繰入金640万円の追加は、各生活館等改修事業費に充当となっております。

次に、6目人財育成基金繰入金321万円の減額は、歳出教育費でご説明いたしました福島商業高校の海外研修中止による減額となっております。

次に、18款繰越金8,984万9千円の追加は、前年度繰越金でこれの2分の1以上の積立ということで5千万円を財政調整基金に積立することとしております。

20款町債につきましては、先ほど第2表の地方債でご説明申し上げましたので、省略させていただきます。

以上で、議案第24号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第5号）の提案内容について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

36ページの九重部屋に関することなんですが、行政報告書に書かれていた千代の富士の優勝額が両国に移設したと書かれていましたが、その優勝額はもう福島町に戻ってこないのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

両国の駅に優勝額が5枚ほどある中の1枚として、横綱千代の富士の優勝額を新たにということで、親方は優勝を31回していますので、そういった中でこれまで町内の中に小学校だとか色んな形で、役場にも飾ってありますけれども、そういう形で飾っておりました。その中で、女将さんの方から、是非両国の駅に、要するに相撲の聖地でありますので、そこに1つ親方の額を飾りたいんだということで、町の方から総合体育館にあった物を1枚、元々は親方の物でありますので、それを町が譲り受ける形で戴いていた物を、またそちらの方に提供するという形で、状況が変わらなければ、多分そのままの形でずっと設置される期間は町の方に戻ることはないんだと思ってございます。ただ、他の優勝額も見ますと、相当やっぱり早い段階に飾った物はもう傷んできたり色々な形ありますので、そういった時点でまた変化はあるんだと思いますけれども、今のところは末永く設置する形になるんだと思います。是非、両国に行った節は足を運んでいただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗）

35ページの白符地区の400万円の補正ですけれども、これは白符と言っても結構幅がありますので、場所が大体どの辺か。あの奥地の方に2本ぐらい道路がありますので、どの辺でしょうか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

危険木伐採の白符の箇所については、白符の神社の上って行く階段の国道側になります。国道側の民家の裏になります。

○議長（溝部幸基）

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗）

それと、40ページの小学校の使い捨てマスクについて、これは単価が2,710円になっていますけ

れども、これは1箱当たり何枚入っているんですか。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

1箱50枚でございます。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

37ページの空家に関して質問いたします。現時点での空家の数をお知らせください。これは毎年1年経つと亡くなる方もいるし、そういうことで、今、急スピードで空家が増えているわけで、1年でどのぐらいか。現時点での空家の数をお知らせください。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

今、前回調査が手元がないので、あとで正しいところはお伝えしますが、前回調査は2年ほど前で、毎年調査は実際にはできません。調査に相当な労力を要しますので、3年毎というような形で調査はしてございます。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

空家と言っても結構まだまだ使えるような空家があります。そういう中で、空家バンクに登録されている家がありますか。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

空家バンクの方は、ただいま2件だと思います。それで、先般、1件問い合わせがありましたので、そちらの方につきましては、書類を送って登録するかどうかはこれからです。登録するということになれば、1件追加になるかなと思っております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

33ページになります。医療・介護サービス事業者支援事業の中で、それぞれ補助の上限が200万円という風になっております。この補助する金額に対して、何か町で縛りがあるのか、ないのか。あくまでもこの補助金額に対しての補助金だけを出してくれるのか。その補助を使うにあたって、こういうものを買ってください、ああいう物にしてください、こういう物は駄目ですよという縛りがあるのか、ないのかお聞きします。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

空気清浄機等ということで、特に縛りが無いというわけではないですけれども、こちらの方からあれにしないとかっていう話はしません。今、想定しているのが据え置き型というか、この辺に置くような空気清浄機とか、非接触型体温計とか、そういう消耗品でない形の備品的な物を想定しております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

あるのか、ないのかだけなんです。この補助に対して、町が。その空気清浄機とかって何も書いていないじゃないですか。下手にそういうことを言うと、空気清浄機しか買えないんじゃないかという風に勘

違いする医療・介護施設があると思うんですよね。だから、縛りが無いなら無いと言ってくれば、上限の200万円という風になるんですけども、どうですか。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

今回の新型コロナの対策に係るものであれば、縛りはございません。

○議長（溝部幸基）

工藤泰副町長。

○副町長（工藤泰）

この関係につきましては、国の方でマスク等の補助はありますので、そちらの方を使っただいて、その対象外の物について今回補正して対応したい。だから、先ほど言った例えば空気清浄機とかが対象になりますということでの担当課長の説明でございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

30ページの戦没者追悼式事業費の部分で、今年度はコロナによって中止になりましたが、来年度の考え方としては、これはどうされるのか。その辺をお伺いします。

○議長（溝部幸基）

福原貴之町民課長。

○町民課長（福原貴之）

戦没者追悼式につきましては、藤山議員おっしゃられたとおり、今回のコロナ関連で中止させていただいておりますが、来年度につきましては、予定どおり開催するということで考えております。

なお、開催の方法につきましては、遺族の方々ともう一度協議しながら、どのような方法が良いのかという部分を、また協議してまいりたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗）

先ほどのマスクですけども、これは今、盛んにテレビなどでやっていますけれども、これは除菌とか抗菌、そういうものを備え付けたマスクなんですか。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

市販されている白の紙製のマスクになりますが、除菌効果等に関しては、一般的なマスクと変わらない性能かとは思います。

○議長（溝部幸基）

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗）

これは小学校ばかりでなくて、中学校にもそれは配布されるわけですよね。そうすれば、小学校であれば50枚入りの箱が113個。そうしたら、1人当たり何枚当たるんですか。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

中学校の方の予算を見ておりまして、1人当たり50枚という予定でございます。

○議長（溝部幸基）

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗）

マスクの箱には50枚だけど、児童1人当たりに当たる枚数ですよ。それは50枚ですか。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

児童1人当たり1箱を予定しておりますので、1箱封を切らない状況で50枚ということなんです。

○議長（溝部幸基）

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗）

50枚あったとしても、おそらくこれは年度内だけの考えで50枚という割り当てですか。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

今回の物は学校に備蓄ということで、授業の時、学校に子供が忘れて来たりするんですね。その時にやるということで、備蓄用で小中学校合わせて1万枚備蓄したいなという風に思っているんですよ。1人当たりに換算すると50枚になります。それで、前回の補正で各家庭にはもう既に1人50枚ずつ行っています。夏用のマスク3枚と、それはもう既に配布させていただいておりまして、今回のこの1人50枚というのは、小中合わせて1万枚を学校に備蓄して、忘れてきた子供に付けさせるという風な位置づけで考えております。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

35ページの白符の危険木に関して、これは白符だけで10本ということなのか。他にもあるのかどうか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

白符だけで10本です。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

10本ということは1本40万円という計算になります。その内容というか、それをちょっとお知らせください。どういうことでそんなに高額になるのか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

この現場につきましては、重機が入って行けない場所です。仮設の道路を造って行って、それと住宅が近いものですから、倒すわけにもいかないので、クレーンも使ったり、クレーンが入っていく仮設道路なども付けながら作業しなければならない箇所なので、これだけの金額になっています。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

この金額を出すのに、やはり産業課だけの見積もりでなく、おそらく業者等の話も聞きながらやったと思うんだけど、それは一般的に見た場合に高いのか、安いのか。それはどういうものでしょうか。そして

また、こういう場所がおそらくまだまだあると思うので、そういうことも含めながら、こういう金額の出し方というか、それを慎重にやってもらいたいなとは思っています。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

業者については特定しているわけではございませんけれども、従来、よく山の方の仕事をされている業者さんが、佐藤議員ご承知のことだと思います。そういった業者にまずしっかり見積もりをしていただいて、森林組合なんかも相談しながら、適正な価格で整理をさせていただいております。

ただ、今やっぱり結構あちこちそういった所があるやに聞いてございます。ただ、ここについては先ほど言いましたとおり、民家とかなり近い所で、下手したら民家に倒れる危険性があるということで、町内会要望もありましたので、今回は町の方でしっかり対応させていただきたいということで整理をさせていただいておりますので、一般的には今、危険木の補助金などを使ってやっていただいている経緯がございますけれども、ただ、昨今はやっぱり各町内会からもなかなか個人でやれないレベルの場所があったり、大木になってなかなか災害時には危ないということがありますので、また、これから11月、12月かけて町内会要望等もありますので、そういった中でまたそういう需要があるのかどうかも含めて整理をさせていただきたいと思ってございますし、設計について安いか高いかと言われると、若干我々もやっぱりこんなに掛かるのかなというイメージはありますけれども、先ほど言いましたとおり、本当に私も担当の方から聞いたら、かなり大きな重機を使わなければ、民家の方に下手したら倒れる可能性もあるということで、かなり大型のクレーンを使ったりということで、今、大分重機単価も上がっていますので、妥当なのかなという感じを受けております。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

先ほどの空家に関して伺います。空家バンクに登録しているのが2件ということで、この2件に関しての利用方法というか、これは申込みがなければ、そのままというもののなのか。町でネットを使ったりして道外にも発信したり、そういうことをしているのかどうか。その点についてお知らせください。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

空家バンクに登録になっている物件につきましては、持ち主が今、空家になっている物を有効活用したいということで、町の方の空家バンクに登録させていただいて、町としてはそれをインターネットで見れるような形で情報公開していますので、それを見た方が、本来であれば移住の目的でやっていますけれども、それ以外の方も町内で例えば家を探している方だとか、福島町で例えば何かの仕事があって事務所を構えたいという方からの連絡があったりなんかはしています。そういう方の連絡があった場合についても、それを排除しないで、一応持ち主の方の方に、今、こういう問い合わせがあるんですけれども、どうでしょうかということでご連絡して、持ち主の方が良いよということであれば、依頼があった方に持ち主の方の連絡先を教えて、今度ご本人同士が交渉して、貸すだとか、売るだとか、そういう形でやっていただいておりますので、連絡があった際には、そのような形で町が不動産の斡旋という形ではなくて、それを紹介するという形で運用してございます。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

先ほど聞いた戦没者の部分で、今年、新型コロナウイルスの影響で町内放送でされましたよね。来年度は通常どおり一応行うという話だったんですが、今年度の町内放送での検証結果とか、その辺を踏まえた上で、来年度も通常どおり行うという話ですか。今年度の町内放送で黙とうなりしたと思うんですが、それで良かったという検証とか何かされましたか。

○議長（溝部幸基）

福原貴之町民課長。

○町民課長（福原貴之）

防災無線に係る検証はしてございません。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

であれば、来年度は通常どおり行うという形ですか。今回の防災無線でやっていったら、来年度もこのままだったら良いような気がするんですけどね。その辺をもう一度伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

戦没者追悼式に関しましては、やはり遺族の方々の思い入れが相当強いものがありますので、我々も何年度か、遺族の方も高齢化されて大変な状況の中でどうなんだという相談をさせていただいておりますけれども、ただ、やっぱり戦争で家族を亡くした方については、引き続きやっていただきたいという強い思い入れがありますので、そういったのも含めながら、来年度また多分、通常の形に戻す形にはなりますけれども、先ほど課長言いましたとおり、実際、参列者もかなり高齢化して少なくなっている状況もありますので、そういったのも含めながら、また追悼式の在り方そのものも新たに変化をさせながら継続していきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

先ほど言わなかったんですけども、まず28ページでお聞きします。今回、高度無線環境が整備されるわけなんですけど、畑は出来上がりました、何を植えるんでしょうかというところなんですけれども、これからその町内でそういう環境整備ができました、あらゆるものに使っていけると思います。観光にしろ、色んな情報共有もできると思うんですが、今現時点でどういうものに使っていく方向で考えているのか、まずお聞きしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

町の方で具体的に今回の光ファイバーを使ってどうこうするということは思っておりませんが、今、例えば千軒地区の広域事務組合とか、あの辺まで全然通っていないという状況になってございますので、その途中の北雄工業さんもそうですし、そういう使えない所をきちんと町内全域で光ファイバーを通していくということが第1目的でございますので、まず町内の民家、事業所が張り付いている電話回線が通っている所につきましては、光ファイバーを使いたいんだという要望があれば、すぐ今回のこれで使えるような形のものにしていきたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

それは業者の為で、福島町としての情報の施設整備は出来ましたということで、私が聞いているのは、福島町としてこの施設整備が出来ました、じゃあ福島町としてどういう風な方向で使っていきたいんですかということです。どうでしょう。伝わりましたか。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

この具体の検討ということで進めるかどうかちょっとあれですけども、今回のコロナの関係でテレワークということで、そういう新たな働き方ということも課題としてありますので、今後そういったことで例えば道外の企業を誘致して、今、ワーケーションというような言葉も出てきましたので、そういった形で例えば岩部の所であそこに短期間、1カ月、2カ月滞在しながら仕事ができるというような環境がもし構築できるのであれば、そういったものも今回の整備にあたって有効的に活用できれば、そういったこ

とも考えられるのかなという風には思っています。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

これが今日一般質問させていただいた根幹なんですよね。どう使うかという目的がはっきりしないのに、まずはこの道具を使っていれば、そのうち何かに使えるだろうというような感覚の事業の進め方というのは如何なものかということなんです。今、例えば、例えばって何回も言いましたけれども、その情報の施設整備がきちんとなって、町内の業者は使えて大した便利なんだろうけれども、福島町としてどうするんだということが例えば例えばであれば、例えば何するんですかという事がまだはっきりしていないということです。その辺は是非、次年度の計画に盛り込んだ中で、例えば交流人口を10パーセント、15パーセント増やす。そういう計画のパーツに使えるんだとか、テレワークが十分できる中で企業誘致が出来るんだとか、夢でもいいからそういう内容で検討していくという方向付けをしていかなきゃならないと思うんですけども、その辺は次年度の計画に沿わせていただければいいなと思います。まだそれでも例えばと言うのであれば、例えば聞きたいですね。

それと、福島商業高校。まったく残念で、海外旅行はできないということなんですけれども、その中で色々パンフレットも作られて、やはり生徒さんもかなり期待しておると思うんですが、このコロナがいつ終息するかというのがはっきりしない。この中で、海外旅行というのは生徒さんを集めるための1つのパーツだと思うんですね。今時海外旅行なんて全然魅力に感じないかもしれません。今の若い人達はね。でも、それは言うてあることだから、でも、コロナ対策の一環で、また来年も中止、また来年も中止ということになると、やはり新たに今からもう違う方向性のものを考えていかなきゃならないと言った時に、どう対処していくのかお伺いしたい。このように思います。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

海外旅行に関しては、オーストラリアということで、高校の校長先生にも視察をしていただいて、安全面の確認だとか、ホームステイ先、あるいはファームステイのプログラムの関係の調整を取っていただいていた。その中で、今年はやむなくコロナの感染のため海外はやはり不安だということで、国内旅行に切り替えると。来年に関しては、なんとか今、コロナのワクチン、治療薬の動きもございまして、そういった部分に期待をしながら、令和3年度、初めての海外見学旅行になるように取り組んでPRもしていきたいなという風に思っております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

これは来年になればきっと無くなるだろう、平和な世界が来るだろうと思っているかもしれませんが、それは局長がいくら考えても結果が出ない話であって、今からそれなりの対応策というのは考えておいた方が良くないのかなと私個人的に思うんです。来年になって時間が経てば治るという保障があれば、あらゆる事業計画も進んで行けるわけで、やはりそういう考え方というのは、変化があった時には変化に合わせた考え方をもっとしていくべきではないのかなと思いますけれども、あとでご返答いただければと思います。

それで教育長、先ほどまさかの話が出ました。子ども達が忘れてきた段階で学校でその子ども達にやるマスク。数は50枚でも30枚でもいいんですけども、そんなにそんなに毎日忘れてくる子どもはいないと思いますけれども、私は、使い捨てマスクというのは、やっぱりどうしても使い捨てマスクでなきゃ駄目な事業と、事業というのは学校の子どもの授業じゃないですよ。事業所の事業なんですけれども、そういうどうしても使い捨てでなきゃ駄目なもの。それから、例えばそれを洗ってでも使えるようなマスクという場合を考えた時に、使い捨てマスクを子ども達に、忘れてきたから、はいこれ使え。1時間ぐらい使って、もう帰るから、このマスクはもう明日使えないよというよりも、反対に何回も使えるマスクをある程度学校でその子ども専用で確保しておいた方が継続性があって良いような気がするんですけども、その考えをお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

このコロナの始めの頃に、本当に今、平沼議員おっしゃるように、我々としても、いち早く手作りマスク講座ということで、やっぱり一番は自分のお子さんは自分で守るんだと親御さんに思ってもらいたくて、親御さんに作ってもらった手作りマスクをお子さんに付けてくださいという運動に取り組んだんです。それはやっぱり親御さんの愛情でもあり、自分の子どもは自分で守るんだという風な意識付けにもなったかと思います。それで、そういう風な基本路線では考えておりますけれども、今回の備蓄の部分については、使い捨ての紙マスクを考えておまして、基本は私はやっぱり親御さんが自分の子どもの為に手作りで作って、それを持たせて学校にやるというのが本当に理想だと思っていますし、そういう取り組みを今後とも進めていきたいなとは思っています。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

すみません、長くなって。そのうち使い捨てマスクも無くなって、また買うことになるということも考えられるんでしょうけれども、最後に教育長、41ページの社会教育総務費、それから少年教育費、芸術・文化費が全部減額になっておりますね。この内容を見ると、確かに事業をやっていないからあれなんですけれども、やはりコロナのためにこういう事業が中止になっているんですから、その対応策ということで、この3事業に対して何かしら考えられることはなかったでしょうかね。例えば西部のスポーツの合宿とか誘致と言っても、もうちょっと内容を変えてなんとかお金がかかってでも応援してやってやるとか、あと通学合宿でも、さっき2メートル四方ということで、当町の場合は色々場所があるわけですから、そういう感じもできなかったのか。それから、幼児の芸術鑑賞事業も、中学生の芸術鑑賞事業も、ちょっと知恵を絞ったら子ども達にせいかくの機会を与えられたんじゃないのかなと。もしお金があれだったら、この補正をかけてでも、何もかにも中止、中止と子ども達を閉じ込めておくよりも、何かそういう事業というのは検討なされたのか、なされないのか。検討したけど出来なかったのか。その辺をお知らせください。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

ご指摘はごもっともだと思います。それで、我々としては、まずこの合宿系はクラスターが発生するということで、食べ物を食べたり、集団生活ということで、この合宿系は中止ということではあるんですけれども、例えば芸術鑑賞であれば、今、小学校については、福島小学校の体育館で実施しようと思っておりますし、成人式も本州の子ども達が来たりするんですけれども、そこは感染予防に十分気を付けて成人式は実施させていただいたり、あと図書館の事業とかも今後、子ども達向けの町内だけの事業はやっていきたいなという風には思っております。ただ、ここに列記したものについては、駅伝競走大会等も含めて、感染予防に我々十分気を付けるんですけれども、対処できないものが大きい事業については取り止めているというところでございます。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

保育所園長に聞きます。この幼児に対して、こういうものがある程度中止になってきている中で、やはり子ども達に対して、何か楽しんでいただけるようなチャンスというのは考えましたか。こういう事業に対して、子ども達を密にしないで楽しんでいただけるような事業というのは考えられませんでしたか。

○議長（溝部幸基）

吉能佳織保育所園長。

○認定こども園福島保育所園長（吉能佳織）

保育所といたしましては、運動会も本当は6月の予定だったんですけれども、コロナの影響ということで延期して9月27日に行うことと、8月には子ども達が楽しみにしていた夕涼み会を少し内容を簡単に

して、いつも保護者の方に食事というか、簡単な食べ物を出してもらったんですけども、そこはコロナの影響でということでやらないで、保育所側でくじ引きだとか、そういうのをやって子ども達には提供していますし、今、運動会が終わった後に11月にはお遊戯会も一応やる予定でありますので、保育所の行事としては中止にしたりというのはほとんどないです。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

コロナに負けない事業計画を立てているということで、私は、教育委員会もやっぱりそういう事業計画をもっと作った方が良いのかなと思うんですね。今の話を聞いていたら。かえって幼児の方が元気で頑張ってるのかなと思うんですけども、やはり事業を中止するのは簡単なんですけど、次に再開するとか、継続してやるというのは、なかなか大変なことだと思うんです。ですから、どうにかしてやれないかどうかという感じで、是非これから検討していただきたいと思いますということで、終わります。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

すべて中止ということではないんですね。例えば中学校の運動会だったら、9月1日ぐらいから何回かに分けて福島中学校オリンピックという形で学校行事としてはやっていくんです。9月30日に吉岡小学校の運動会もやる予定です。地域公開参観日ということでやる予定です。学芸会も10月28日から福島小学校では3日間に分けて2学年ずつやるとか、そういう工夫はもちろんしているわけです。ただ、今のこのリスクが高い事業については、教育委員会の主催の事業については、受益者というか、参加者のご意見も聞いたりしながら、開催の可否を決定しているところなんですけれども、なかなか賛同が得られない部分については取り止めていると。そういう状況でございまして、決して学校行事を、子ども達の楽しみを奪っているということではないんです。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第24号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第24号は可決いたしました。

◎議案第25号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第12 議案第25号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行課長。

○**福祉課長（鍋谷浩行）**

それでは、議案１の５７ページをお開き願います。

議案第２５号 令和２年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）。

令和２年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４１１万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億７，８８９万４千円とする。

令和２年９月１６日提出、福島町長。

今回の補正の主な内容につきましては、新型コロナ対策として国保加入者で６５歳以上の方へのインフルエンザ予防接種にかかる自己負担分を助成するための費用の追加と、令和元年度の療養給付費等負担金の額の確定により、返還金が生じたことによる追加でございます。

また、令和元年度の決算の額が確定し繰越金が生じたので、これを追加するとともに基金に積立てるものです。

それでは、補正の内容につきまして、歳出から説明をいたしますので、６５ページをお開き願います。

６款保健事業費、２項１目疾病予防費７１万円の追加は、６５歳以上の方がインフルエンザの予防接種を受ける際の自己負担分を助成するため増額するものです。

なお、国保被保険者で６５歳以上の対象者数は６２８人で、接種率は８０パーセントを見込んでおります。

７款諸支出金、１項１目一般被保険者保険税還付金２２万円の追加は、過年度過誤納還付金において、今後の支出に不足が見込まれるため増額するものです。

５目療養給付費等負担金償還金２２１万３千円の追加は、令和２年２月診療分に係る診療報酬が確定し、返還金が生じたことから、北海道に対し返還するため追加するものです。

次のページをお願いします。

９款基金積立金、１項１目事業基金積立金９７万７千円の追加は、令和元年度決算における繰越金の確定によるものです。

次に、歳入を説明いたしますので、６３ページをお開き願います。

４款繰入金、１項１目一般会計繰入金７１万円の追加は、インフルエンザ予防接種にかかる自己負担分の助成の財源として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時特例交付金を見込んでいるため増額するものです。

２項１目事業基金繰入金９５２万７千円の減額は、令和元年度決算において繰越金が生じたため基金からの繰入金を減額するものです。

５款繰越金、１項１目その他繰越金１，２９３万６千円の追加は、令和元年度決算において歳入総額７億８，８８７万８，６２８円に対して、歳出総額７億７，５９４万８６４円となり、歳入歳出の差引額が１，２９３万７，７６４円となったものでございます。

以上で、議案第２５号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**議長（溝部幸基）**

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第25号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第25号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 16時11分）

（再開 16時11分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第26号 令和2年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（溝部幸基）

日程第13 議案第26号 令和2年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案1の67ページをお開き願います。

議案第26号 令和2年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,034万9千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,921万9千円とする。

令和2年9月16日提出、福島町長。

今回の補正の主な内容につきましては、令和2年度の介護報酬改定等に対応するためのシステム改修費、令和元年度国庫負担金等の額が確定したことにより、国などへの償還金が生じたので追加するものでございます。

また、令和元年度決算において、繰越金が生じたため、その一部を基金に積み立てるとともに、精算により一般会計への繰出金を追加するものでございます。

それでは、補正の内容について、歳出から説明をいたしますので、77ページをお開き願います。

1款総務費、1項1目一般管理費で352万円の追加は、令和2年度の介護報酬改定等に伴いシステム改修が必要となることから、追加するものです。

2款保険給付費、3項1目高額医療合算介護サービス等費で72万円の追加は、高額医療合算介護サービス費対象者の増により追加するものです。

次ページをお願いします。

3款地域支援事業費、2項1目一般介護予防事業費で23万6千円の追加は、会計年度任用職員の人件費で、主に継続任用となった方々の給与費が確定したことによる増額でございます。

なお、給与費の資料として、８１ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

次のページをお願いします。

４款基金積立金、１項１目介護給付費準備基金積立金３０６万６千円の追加は、令和元年度決算において、繰越金が生じたため基金に積立てるものです。

次のページをお願いします。

６款諸支出金、１項１目償還金で１，１４９万８千円の追加は、令和元年度の介護給付費等に係る国庫負担金等の額の確定に伴い、返還が生じたため追加するものです。

２項１目一般会計繰出金１２８万１千円の追加は、令和元年度決算に伴う精算によるもので、一般会計へ繰出金として返還するものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので、７３ページをお開き願います。

３款国庫支出金、２項３目事業費補助金１６０万円の追加は、歳出の事務処理システム改修に係る経費が国の補助事業の対象となるため追加するものでございます。

なお、補助率は、事業費の２分の１以内となっております。

７４ページをお願いいたします。

５款道支出金、１項１目介護給付費負担金３５万３千円の追加は、令和元年度の介護給付費等に係る道負担金の確定に伴い増額するものです。

７５ページをお願いいたします。

７款繰入金、１項３目その他繰入金で２１８万４千円の追加は、歳出の事務処理システム改修費に係る費用のうち補助金等を除いた分を事務費繰入金として繰入れるため増額するものです。

８款繰越金、１項１目繰越金で１，５５９万２千円の追加は、令和元年度決算において、歳入総額５億５，２１８万８，０１７円に対し、歳出総額５億３，６５９万４，３８２円となり、歳入歳出の差引額が１，５５９万３，６３５円となったものです。

以上で、議案第２６号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第２６号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第26号は可決いたしました。

◎議案第27号 令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（溝部幸基）

日程第14 議案第27号 令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案1の83ページをお開き願います。

議案第27号 令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,955万5千円とする。

令和2年9月16日提出、福島町長。

今回の補正の主な内容につきましては、令和元年度決算による繰越金の計上によるものでございます。

それでは、補正の内容について、歳出から説明をいたしますので、91ページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金5万5千円の追加は、令和元年度分の保険料のうち出納整理期間の4月・5月納入分を納付するため増額するものです。

次に、歳入を説明いたしますので、89ページをお開き願います。

4款繰越金、1項1目繰越金5万5千円の追加は、令和元年度決算において、歳入総額6,632万1,172円に対し、歳出総額6,626万5,060円となり、歳入歳出の差引額が5万6,112円となったものです。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第27号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第27号は可決いたしました。

◎議案第28号 令和2年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第1号）

○議長（溝部幸基）

日程第15 議案第28号 令和2年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原貴之町民課長。

○町民課長（福原貴之）

それでは、議案の93ページをお願いします。

議案第28号 令和2年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度福島町の浄化槽整備特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ610万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,187万8千円とするものでございます。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月16日提出、福島町長。

提案内容の説明をいたしますので、96ページをお願いします。

第2表 地方債補正の変更は、事業費の追加に伴う変更で、下水道事業債では補正前限度額660万円を補正後限度額900万円に、過疎対策事業債では補正前限度額660万円を補正後限度額900万円とし、それぞれ240万円を追加するものでございます。

それでは、補正の内容につきましては、歳出から説明いたしますので、101ページをお願いします。

1款浄化槽整備事業費、2項浄化槽整備費、1目浄化槽整備推進事業費、14節工事請負費610万8千円の追加で、浄化槽整備は当初予定では10基の予定で、これに変更はございませんが、今後発注する5基分の設計積算が確定したことに伴って工事費に不足が生じるものでありますから、その部分を追加するものでございます。

次に、歳入の説明をいたしますので、99ページをお願いします。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金で130万8千円の追加は、工事費の追加に伴うものでございます。

次に、5款町債、1項町債、1目下水道債の追加で、1節下水道事業債で240万円の追加、2節過疎対策事業債で240万円の追加、いずれも工事費の追加によるものでございます。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第28号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第28号は可決いたしました。

◎議案第29号 令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（溝部幸基）

日程第16 議案第29号 令和2年度福島町国民健康保健診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案1の103ページをお開き願います。

議案第29号 令和2年度福島町国民健康保健診療所特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度福島町の国民健康保健診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,497万6千円とする。

令和2年9月16日提出、福島町長。

今回の補正の主な内容につきましては、令和元年度の決算の額が確定し繰越金が生じたので、これを追加するとともに、それに伴って関係する歳入科目の財源調整をするものです。

また、職員の特殊勤務手当に関する条例が改正され、伝染病防疫作業手当が追加されたことから、予算を一般会計に追加するものです。

それでは、補正の内容について、歳出から説明をいたしますので、111ページをお開き願います。

1款総務費、1項1目一般管理費で14万5千円の追加は、新たな特殊勤務手当として伝染病の防疫作業手当を支給するため増額するものです。

なお、給与費の資料として、119ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

次に、歳入について説明いたしますので、109ページをお開き願います。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金458万8千円の減額は、令和元年度決算により繰越金が生じたため、一般会計からの繰入金を減額するものです。

3款繰越金、1項1目繰越金473万3千円の追加は、令和元年度決算において、歳入総額8,796万3,404円に対し、歳出総額8,321万9,934円となり、歳入歳出の差引額が474万3,470円となったものであります。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第29号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第29号は可決いたしました。

◎議案第30号 令和2年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第17 議案第30号 令和2年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

議案1の113ページをお開きください。

議案第30号 令和2年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和2年度福島町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費、既決予定額9,031万1千円、補正予定額16万1千円の減、計9,015万円。内訳として、第1項営業費用、既決予定額8,952万円、補正予定額16万1千円の減、計8,935万9千円。

第3条、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,221万4千円を1,648万4千円に改め、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,058万9千円を1,648万4千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入、既決予定額2億1,016万円、補正予定額573万円の増、計2億1,589万円。内訳として、第1項道支出金が573万円の増額、第4項工事負担金が253万円の増額でございます。

第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額1,397万4千円、補正予定額16万2千円の減、計1,381万2千円でございます。

令和2年9月16日提出、福島町長。

補正内容について説明いたしますので、117ページをお開きください。

令和2年度福島町水道事業会計補正予算実施計画説明書でございます。

今回の補正内容は、職員の昇給及び扶養の減、それと4条の保証金と工事負担金の増に伴うものでございます。

主な増減のみ説明いたします。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1 款水道事業費用、補正前の額 9, 0 3 1 万 1 千円、補正額 1 6 万 1 千円の減、計 9, 0 1 5 万円。

1 項営業費用の 2 目配水及び給水費で補正額が 1 6 万 2 千円の減。内訳としては、給料 7 万 2 千円の増、手当等 2 4 万 5 千円の減で、扶養手当が 1 9 万 3 千円の減、期末手当が 3 万円の減、通勤手当が 2 万 2 千円の減でございます。法定福利費 4 万 9 千円の増、共済組合負担金例月 6 万 7 千円の増、共済組合負担金手当 1 万円の減、退職手当組合負担金 2 万 1 千円の減でございます。退職手当組合事前納付金 3 千円の増、公務災害補償基金負担金 1 万円の増でございます。賞与引当金繰入額 3 万 8 千円の減でございます。

4 目総係費、補正額で 1 千円の増で、会費負担金で福祉協会負担金でございます。

次のページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款資本的収入補正前の額 2 億 1, 0 1 6 万円、補正額 5 7 3 万円の増、計 2 億 1, 5 8 9 万円でございます。

3 項道支出金、1 目補償金 3 2 0 万円の増で、塩釜地区配水管移設工事の補償金でございます。

4 項工事負担金、1 目工事負担金 2 5 3 万円の増で、塩釜地区消火栓移設工事の負担金でございます。

以上で、議案第 3 0 号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 3 0 号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 3 0 号は可決いたしました。

◎報告第 2 号 令和元年度福島町財政健全化判断比率の報告について

◎報告第 3 号 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について

◎認定第 1 号 令和元年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について

◎認定第 2 号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第 3 号 令和元年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第 4 号 令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- ◎認定第5号 令和元年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について
◎認定第6号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について
◎認定第7号 令和元年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
-

○議長（溝部幸基）

日程第18 報告第2号 令和元年度福島町財政健全化判断比率の報告について。
日程第19 報告第3号 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について。
日程第20 認定第1号 令和元年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について。
日程第21 認定第2号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。
日程第22 認定第3号 令和元年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。
日程第23 認定第4号 令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。
日程第24 認定第5号 令和元年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について。
日程第25 認定第6号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について。
日程第26 認定第7号 令和元年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。
以上、9件を一括議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題といたしました9件の案件については、提案理由の説明及び質疑を省略し、議長を除く全員の議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思いますが、賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、ただいま議題となっております9件の案件については、提案理由の説明・質疑を省略し、議長を除く全員の議員により構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 16時39分）

（再開 16時41分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された決算審査特別委員会において、委員長に9番平野隆雄副議長、副委員長に5番川村明雄議員が互選された旨の報告がございました。

◎延 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

さらに、お諮りいたします。

決算審査特別委員会の議案審査等のため、明日から９月２３日までの７日間、休会にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、明日から９月２３日までの７日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、２４日は午前１０時から開会いたしますので、定刻までにご参集願います。

◎延 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

本日は、これで延会いたします。

どうもご苦労様でした。

（延会 １７時４２分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 杉 村 志 朗

署 名 議 員 藤 山 大

令和 2 年度

福島町議会定例会 9 月会議

令和 2 年 9 月 1 8 日（金曜日）第 2 号

◎議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 報告第 2 号 令和元年度福島町財政健全化判断比率の報告について |
| | 報告第 3 号 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について |
| | 認定第 1 号 令和元年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 2 号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 3 号 令和元年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 4 号 令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 5 号 令和元年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 6 号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 7 号 令和元年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
(決算審査特別委員会報告) |
| 日程第 4 | 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 5 | 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第 6 | 発委第 6 号 松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出について |
| 日程第 7 | 発委第 7 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について |
| 日程第 8 | 発委第 8 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書の提出について |

◎会議に付した事件

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 報告第 2 号 令和元年度福島町財政健全化判断比率の報告について |
| | 報告第 3 号 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について |
| | 認定第 1 号 令和元年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 2 号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 3 号 令和元年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 4 号 令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 5 号 令和元年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 6 号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 7 号 令和元年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
(決算審査特別委員会報告) |
| 日程第 4 | 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について |

- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
 日程第6 発委第6号 松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出について
 日程第7 発委第7号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について
 日程第8 発委第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
 地方税財源の確保を求める意見書の提出について

◎出席議員（10名）

議 長	10番	溝 部 幸 基	副議長	9番	平 野 隆 雄
	1番	花 田 勇		2番	佐 藤 孝 男
	3番	平 沼 昌 平		4番	木 村 隆
	5番	川 村 明 雄		6番	杉 村 志 朗
	7番	藤 山 大		8番	小 鹿 昭 義

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	鳴 海 清 春	副 町 長	工 藤 泰
総 務 課 長	小 鹿 一 彦	企 画 課 長	住 吉 英 之
産 業 課 長	川 合 力 哉	会 計 管 理 者	西 田 啓 晃
町民課長兼吉岡支所長	福 原 貴 之	福 祉 課 長	鍋 谷 浩 行
建 設 課 長	紙 谷 一	認定こども園福島保育所園長	吉 能 佳 織
福祉センター次長	(石 岡 大 志)		
教 育 長	小野寺 則 之	事務局長兼給食センター所長	石 岡 大 志
監 査 委 員	本庄屋 誠		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	阿 部 憲 一	議会事務局議事係長	福 井 理 央
議会事務局主査	中 島 和 俊		

(開会 12時56分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

出席ご苦労様です。

9月18日は、休会の予定でしたが、決算審査特別委員会の審査が早く終わりましたので、9月16日に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

8番小鹿昭義議員、9番平野隆雄副議長を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、既に印刷のうえ皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎報告第2号 令和元年度福島町財政健全化判断比率の報告について

◎報告第3号 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について

◎認定第1号 令和元年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について

◎認定第2号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第3号 令和元年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第4号 令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第5号 令和元年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第6号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第7号 令和元年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

○議長（溝部幸基）

日程第3 報告第2号 令和元年度福島町財政健全化判断比率の報告について。報告第3号 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について。認定第1号 令和元年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について。認定第2号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定第3号 令和元年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定第4号 令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。認定第5号 令和元年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について。認定第6号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について。認定第7号 令和元年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

以上、9件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました令和元年度一般会計ほか6件の決算認定等、令和元年度福島町財政健全化判断比率ほか1件の報告については、本定例会において決算審査特別委員会に付託をし、休会中に審査を終えておりますので、結果の報告を求めます。

9番平野隆雄決算審査特別委員長。

○**9番（平野隆雄）**

ただいま議題となっております令和元年度福島町財政健全化判断比率等の報告及び令和元年度一般会計ほか6件の決算認定等について、決算審査特別委員会の報告をいたします。

本件は、本定例会9月会議において審査すべき事件として本委員会に付託されたものでございます。

9月16日に本委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、18日までに各会計決算等を審査した結果、本委員会の意見は認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号及び認定第7号については、いずれも原案のとおり認定すべきものとし、認定第7号の福島町水道事業会計の利益の処分については、可決すべきものとして決定いたしました。

審査の経過等につきましては、諸般の報告（第2号）に記載のとおりですので、ご覧いただきたいと思います。

なお、令和元年度福島町財政健全化判断比率等の報告等については、報告済みといたします。

以上、甚だ簡単ですが、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○**議長（溝部幸基）**

決算審査特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

令和元年度一般会計ほか6件の決算認定等については、いずれも認定すべきものとの委員長報告であり、この報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○**議長（溝部幸基）**

起立全員であり、令和元年度一般会計ほか6件の決算については認定し、認定第7号 福島町水道事業会計の利益の処分については可決することに決定いたしました。

なお、報告第2号 令和元年度福島町財政健全化判断比率の報告について、報告第3号 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告については、報告済みといたします。

◎**同意第1号 教育委員会委員の任命について**

○**議長（溝部幸基）**

日程第4 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○**町長（鳴海清春）**

議案の135ページをお願いいたします。

同意第1号 教育委員会委員の任命について。

教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

令和2年9月16日提出。

住所、福島町内在住。氏名、成田倫与。年齢、50歳であります。

成田倫与氏について、若干補足説明させていただきます。

同意第1号関係資料にありますとおり、平成4年に吉岡中学校に赴任し、平成7年まで当町において教員を経験され、平成7年4月から翌年3月まで福島小学校において初任者の研修講師を務めてございます。その後、結婚を契機に旦那さんの実家であります成屋菓子店で働き、現在に至ってございます。

また、公職歴に関しましては、平成23年4月から福島町社会教育委員、国民健康保険運営協議会委員及び子ども子育て推進会議委員を歴任し、平成28年10月から教育委員に就任してございます。

教育委員会委員の任命にあたって同意くださるよう、お願いを申し上げます。

以上、簡単でありますけれども、提案にあたっての説明といたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意第1号について、同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、同意第1号は同意することに決定いたしました。

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

○議長（溝部幸基）

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議案の137ページをお願いいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

令和2年9月16日提出。

住所、福島町内在住。氏名、澤田裕利。年齢、55歳であります。

澤田裕利氏について、若干補足説明をさせていただきます。

諮問第1号関係資料にありますとおり、昭和59年4月に澤岡石油販売店に勤務され、知内歯科医院などの勤務を経て、平成18年4月に福島町農業協同組合、平成25年4月から平成30年9月まで青函トンネル記念館に勤務され、現在に至ってございます。

また、平成19年4月から福島消防団員となり、平成23年4月から福島町立学校評議員などを歴任し、平成26年10月から人権擁護委員に就任してございます。

人権擁護委員の推薦にあたって答申くださるよう、お願いを申し上げます。

以上、簡単でありますけれども、提案にあたっての説明といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、原案のとおり澤田裕利氏を人権擁護委員として適任である旨の意見を添えて答申することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、諮問第1号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎発委第6号 松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第6 発委第6号 松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番 川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

議会提出議案をお願いいたします。

それでは、議会提出議案の1ページをお開きください。

発委第6号 松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出について。

上記の議案を福島町議会会議条例の規定により提出いたします。

2ページをお開きください。

予め議案を配付しておりますので、意見書の説明は主な内容といたしますので、ご理解ください。

松前半島道路は、松前町から北海道新幹線木古内駅周辺、また、函館・江差自動車茂辺地木古内道路に接続する路線で、平成10年に地域高規格道路の計画路線に指定された道路です。

現道の国道228号線は、旧国鉄松前線廃止以降、沿線の使途や物流を担う唯一の道路として地域を支えておりますが、急峻な地形の海岸線に位置しているため、台風等の荒天時には落石などによる通行止めが度々発生するなど、観光や産業振興、地域住民の生活、救急搬送や通院などに不安を抱えております。

また、平成29年公表の「北海道日本海沿岸の津波浸水想定」では、松前町までの日本海沿岸部で最大クラスの津波浸水が想定されており、福島・松前間の道路の脆弱性を一層際立たせる結果となりました。

以上のことから、災害に強く、ブランド力のある農水産品の確実な出荷、救急搬送の速達性・定時性の確保等のため、松前半島道路の早期整備は、沿線住民の長年の悲願となっております。

つきましては、本路線の一日も早い整備と開通が確実なものとなりますよう、松前・木古内間約60キロメートルの松前町側からの事業化に向けた調査促進と早期着手を強く要望するため、地方自治法第99条に基づき、衆議院議長ほか関係者に意見書を提出しようとするものであります。

なお、本意見書は、9月7日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることであります。

また、本意見書の提出は、渡島西部4町議会の統一的取り組みであることを申し添え、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第6号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第6号は可決いたしました。

◎発委第7号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第7 発委第7号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

それでは、3ページをお開きください。

発委第7号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、議会会議条例の規定により提出いたします。

4ページをお願いします。

説明は主な内容としますので、ご了解ください。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しております。国内外からの観光客の増加が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、食産業や観光業など幅広い分野において大きな打撃を受けております。

今後は、感染抑制の取り組みを継続しながら、経済活動との両立を図ることから、また、復興に向けた取り組みを加速することが必要であり、そのためには北海道の強みである「食」など、地域が持つ潜在力

が最大限発揮されるよう、生産性向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠であります。

また、近年、豪雨や地震、津波などの自然災害時の交通障害や多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えています。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっております。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備等に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要であります。

よって、国においては、高規格幹線道路から町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性、また、新型コロナウイルス収束後の物流や観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化を図る必要があると考えます。

このため、まず2、高規格幹線道路につきましては、着手済み区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手などを図ること。

3、令和2年度までの限定的措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。

5、冬期交通における安全性の確保や通学路などの交通安全対策など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備、管理の充実を図ること。

6、泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。

これら7項目について、特段の措置を講じる必要があると考え、地方自治法第99条に基づき、衆議院議長ほか関係者に意見書を提出しようとするものであります。

なお、本意見書は、9月7日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出しております。

また、4月3日閉会の北海道議会第2回定例会においても同様の意見書を採択したことを申し添え、説明を終わりたいと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第7号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第7号は可決いたしました。

◎発委第 8 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第 8 発委第 8 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5 番 川村明雄総務教育常任委員長。

○5 番（川村明雄）

それでは、議会提出議案の 6 ページをお願いします。

発委第 8 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。

上記の議案を、議会会議条例の規定により提出いたします。

7 ページをお願いします。

説明は主な内容としますので、ご了解ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の確保が避けがたくっております。

地方自治体は、福祉・医療、防災・減災、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られるなど、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

このため、国に対して、1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和 2 年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる科目についても、地方消費税を含め弾力的に対応することなど、5 項目について、令和 3 年度地方財政対策及び地方税制改正に向けた各種財政対策を強く要望するため、地方自治法第 9 9 条に基づき、衆議院議長ほか関係者に意見書を提出しようとするものであります。

なお、本意見書は、9 月 7 日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していること、また、当該意見書につきましては、全国的な取り扱いとして進められていることを申し添え、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第8号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、発委第8号は可決いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長(溝部幸基)

お諮りいたします。

本定例会9月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和2年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

ご異議なしと認めます。

令和2年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長(溝部幸基)

これで本日の会議を閉じます。

長期間に亘り、ご審議大変ご苦労様でした。

(休会 13時23分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 小 鹿 昭 義

署 名 議 員 平 野 隆 雄